

【表紙】

| | |
|--|---|
| 【提出書類】 | 訂正有価証券届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長殿 |
| 【提出日】 | 2020年1月30日提出 |
| 【発行者名】 | 日興アセットマネジメント株式会社 |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 安倍 秀雄 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都港区赤坂九丁目7番1号 |
| 【事務連絡者氏名】 | 新屋敷 昇 |
| 【電話番号】 | 03-6447-6147 |
| 【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】 | 日興アッシュモア新興国財産3分法ファンド毎月分配型（ブラジルリアル コース） 日興アッシュモア新興国財産3分法ファンド毎月分配型（インドルピーコー ス） 日興アッシュモア新興国財産3分法ファンド毎月分配型（中国元コース） 日興アッシュモア新興国財産3分法ファンド毎月分配型（ネクストBRIC s通貨コース） |
| 【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】 | 日興アッシュモア新興国財産3分法ファンド毎月分配型（ブラジルリアル コース） 5兆円を上限とします。 日興アッシュモア新興国財産3分法ファンド毎月分配型（インドルピーコー ス） 5兆円を上限とします。 日興アッシュモア新興国財産3分法ファンド毎月分配型（中国元コース） 5兆円を上限とします。 日興アッシュモア新興国財産3分法ファンド毎月分配型（ネクストBRIC s通貨コース） 5兆円を上限とします。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項はありません。 |

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2019年4月26日付をもって提出しました有価証券届出書（2019年11月1日付で~~有価証券届出書の訂正届出書を提出済み。以下「原届出書」といいます。~~）において、信託財産留保額の撤廃、満期償還となる「日興アッシュモア新興国財産3分法ファンド毎月分配型（中国元コース）」および「日興アッシュモア新興国財産3分法ファンド毎月分配型（ネクストBRICs通貨コース）」を削除する事などに伴い、記載事項の一部に訂正事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出します。

2【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部_____は訂正部分を示し、<更新後>に記載している内容は原届出書が更新されます。なお、「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」および「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 2 ファンドの現況」は「日興アッシュモア新興国財産3分法ファンド毎月分配型（ブラジルリアルコース）」および「日興アッシュモア新興国財産3分法ファンド毎月分配型（インドルピーコース）」について新たな情報に更新しています。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

<訂正前>

日興アッシュモア新興国財産3分法ファンド毎月分配型（ブラジルリアルコース）
日興アッシュモア新興国財産3分法ファンド毎月分配型（インドルピーコース）
日興アッシュモア新興国財産3分法ファンド毎月分配型（中国元コース）
日興アッシュモア新興国財産3分法ファンド毎月分配型（ネクストBRICS通貨コース）

- ・以下、上記を総称して、また各々を指して「ファンド」ということがあります。また、「日興アッシュモア新興国財産3分法ファンド毎月分配型（ブラジルリアルコース）」を「ブラジルリアルコース」または「（ブラジルリアルコース）」、「日興アッシュモア新興国財産3分法ファンド毎月分配型（インドルピーコース）」を「インドルピーコース」または「（インドルピーコース）」、「日興アッシュモア新興国財産3分法ファンド毎月分配型（中国元コース）」を「中国元コース」または「（中国元コース）」、「日興アッシュモア新興国財産3分法ファンド毎月分配型（ネクストBRICS通貨コース）」を「ネクストBRICS通貨コース」または「（ネクストBRICS通貨コース）」ということがあります。

<訂正後>

日興アッシュモア新興国財産3分法ファンド毎月分配型（ブラジルリアルコース）
日興アッシュモア新興国財産3分法ファンド毎月分配型（インドルピーコース）

- ・以下、上記を総称して、また各々を指して「ファンド」ということがあります。また、「日興アッシュモア新興国財産3分法ファンド毎月分配型（ブラジルリアルコース）」を「ブラジルリアルコース」または「（ブラジルリアルコース）」、「日興アッシュモア新興国財産3分法ファンド毎月分配型（インドルピーコース）」を「インドルピーコース」または「（インドルピーコース）」ということがあります。

(7)【申込期間】

<訂正前>

<ブラジルリアルコース/インドルピーコース>

2019年5月3日から2020年5月1日までとします。

- ・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

<中国元コース/ネクストBRICS通貨コース>

2019年5月3日から2020年1月30日までとします。

（中国元コース）および（ネクストBRICS通貨コース）は、2020年2月3日をもって信託期間が終了いたします。

<訂正後>

2019年5月3日から2020年5月1日までとします。

- ・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

<更新後>

ファンドの特色

1 成長著しい新興国の社債、株式、不動産に投資を行ない、毎月の決算時に分配を行なうことをめざします。

- 経済成長により民間企業の存在感が高まりつつある新興国の3つの資産に投資を行ない、高いリターンを獲得をめざします。
- 毎月3日(休業日の場合は翌営業日)の決算時に、安定した分配金の支払いを行なうことをめざします。
※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
※「原則として、安定した分配を行なう」方針としていますが、これは、運用による収益が安定したものになることや基準価額が安定的に推移することなどを示唆するものではありません。また、基準価額の水準、運用の状況などによっては安定した分配とならない場合があることにご留意ください。

2 運用ニーズに合わせて2つの通貨コースからご選択いただけます。

- 各資産のうち米ドルなどのG7の国の通貨部分について、為替取引を用いて為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)の獲得などをめざします。ただし、市況動向および資金動向などにより上記為替取引を行なわない場合があります。
- ブラジルリアル、インドルピーの2つの通貨コースから選択いただけます。
- 当ファンドの各通貨コース間および日興マネー・アセット・ファンドとの間でスイッチングが可能です。日興マネー・アセット・ファンドへのスイッチングは無手数料で行なうことができます。なお、日興マネー・アセット・ファンドの購入は、他のファンドからのスイッチングの場合に限ります。
※販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングが行なえない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

3 運用は、新興国での投資に豊富な経験を持つアッシュモア・インベストメント・アドバイザーズ・リミテッドが行ないます。

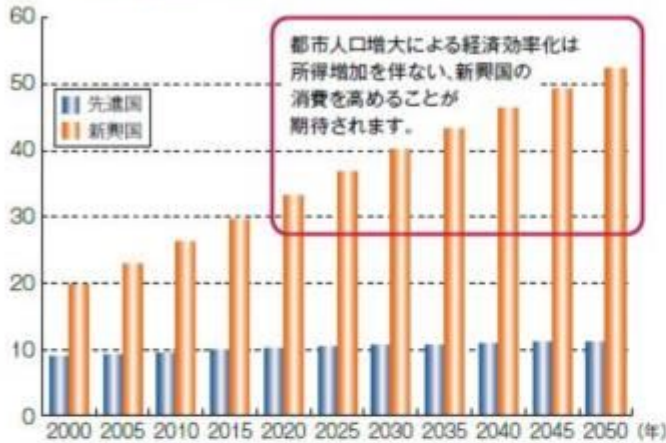
- 当ファンドの主要投資対象である外国投資法人の運用をアッシュモア・インベストメント・アドバイザーズ・リミテッドが行ないます。

※市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行なえない場合があります。

新興国投資における着眼点

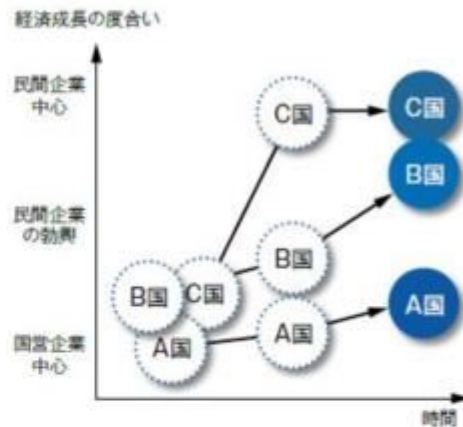
- 経済発展に伴ない新興国では、都市化が進むと見込まれており、都市人口の増加を通じた消費増加などにより高い経済成長が期待されています。
- また、新興国では経済構造の中核が国営企業から民間企業に移行しつつあり、企業経営の効率化やサービスの向上などにより、さらなる業績の拡大が見込まれています。

【(参考)都市人口の推移(億人)】 (2000年～2050年(予想))



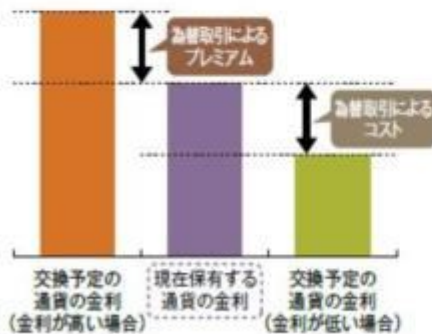
● 国連「World Urbanization Prospects」の定義およびデータをもとに日興アセットマネジメントが作成。2015年以降は国連の予想値です。

【(参考)経済成長の牽引役が民間企業に移行しつつある新興国】



上記は過去のものおよび予想ならびにイメージ図であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

為替取引によるプレミアム/コストについて



- ここでいう為替取引とは、2通貨間の将来の交換レートを現時点で確定させる手法であり、現時点で確定される将来の交換レートは両通貨間の金利差をもとに決まります。
- 金利が低い国の通貨を金利が高い国の通貨と交換する場合に受取る金利差相当分の収益を「為替取引によるプレミアム」と呼び、逆に、金利が高い国の通貨を金利が低い国の通貨と交換する場合に支払う金利差相当分の費用を「為替取引によるコスト」と呼びます。
- 当ファンドでは米ドルなどG7の国の通貨について為替取引を行ないます^{*}。そのため、為替取引を行わないG7以外の国の通貨については為替取引によるプレミアム/コストは発生しません。

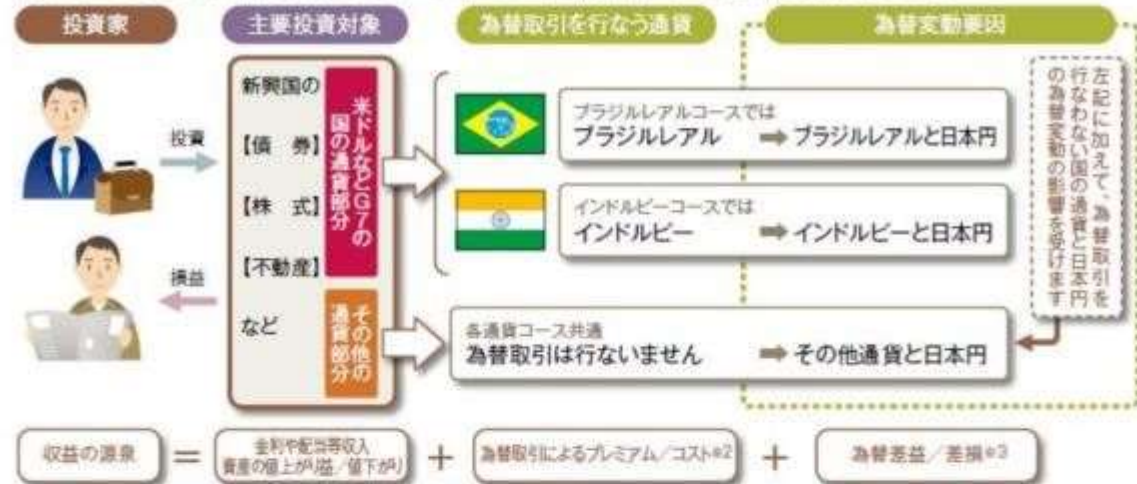
期待される為替取引によるプレミアムの水準は、交換を行なう通貨間の短期金利の変化によって影響を受けるため、将来において拡大することもあれば、その逆に縮小することも考えられます。また、短期金利差が逆転した場合には為替取引によるコストとなります。

^{*} 市況動向および資金動向などにより為替取引を行わない場合があります。

上図はイメージ図であり、実際と異なる場合があります。また、為替取引を完全に行なうことができるとは限りませんので、G7の国の通貨部分が各通貨コースの通貨と完全に連動するわけではありません。

各通貨コースの紹介

- 各通貨コースでは、各資産のうち米ドルなどG7の国の通貨部分についてコース毎の通貨買いの為替取引を行なう^{※1}ことにより、為替取引によるプレミアム^{※2}や、為替差益^{※3}の獲得が期待できます。



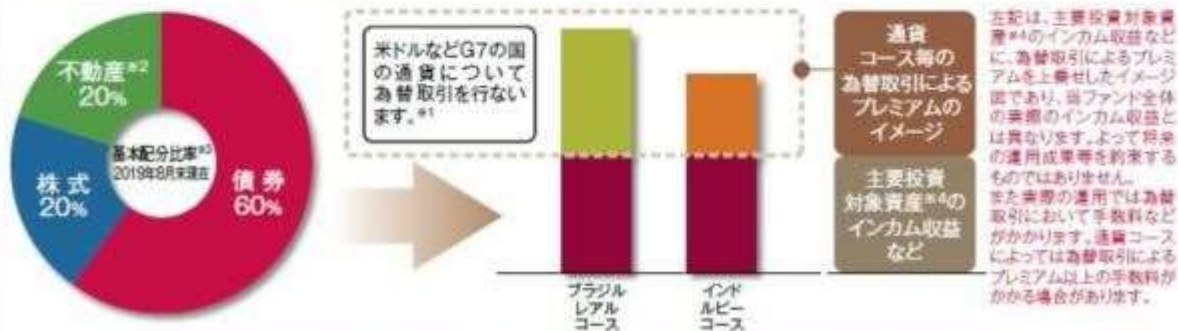
※1 市況動向および資金動向などにより為替取引を行わない場合があります。

※2 為替取引によるプレミアム/コストは、為替取引を行なう通貨間の金利差相当分の収益/費用です。通貨コースによっては為替取引によるコストとなる場合があります。

※3 G7の国の通貨部分においては各通貨コースの通貨の為替相場、その他の通貨部分においては当該通貨の為替相場が円高となった場合には為替差損となります。

通貨コースごとに見込まれるインカム水準

- 各通貨コースにおいては、主要投資対象となる外国投資法人からのインカム収益に加え、通貨コースごとに決まる為替取引によるプレミアム（コスト）が加味され、分配金原資が決定されます。
- インカム収益のほかに、値上がり益や為替差益の一部などについても分配金原資となります。



○期待される為替取引によるプレミアムの水準は、交換を行なう通貨間の短期金利の変化によって影響を受けるため、将来において拡大することもあれば、その逆に縮小することも考えられます。

○また、短期金利差が逆転した場合には為替取引によるコストとなります。

※1 市況動向および資金動向などにより為替取引を行わない場合があります。

※2 不動産部分には、不動産関連企業の株式や社債などを含まれます。

※3 基本配分比率は将来見直されることがあります。また実際の投資配分比率は、原則として基本配分比率±20%の範囲で決定します。

※4 主要投資対象である「アッシュモア・エマージング・マーケット・トライアセット・ファンド・リミテッド」の各クラスを指します。

当ファンドの基準価額の主な変動要因について

- 当ファンドは、「新興国の債券、株式および不動産」という各資産に投資を行なうとともに、各資産のうち米ドルなどG7の国の通貨の部分については、通貨コースごとに「為替取引」を行なう^{※1}ことから、基準価額には以下のような変動要因があります。

| 基準価額の上昇要因 | 各通貨コース | 基準価額の下落要因 |
|---|------------|---|
| (各通貨コース共通)資産価格の上昇 | 共通 | (各通貨コース共通)資産価格の下落 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・円安/ブラジルレアル高 ・円安/その他の通貨^{※2}高 ・ブラジル金利が米国などG7の国の金利より高い | ブラジルレアルコース | <ul style="list-style-type: none"> ・円高/ブラジルレアル安 ・円高/その他の通貨^{※2}安 ・ブラジル金利が米国などG7の国の金利より低い |
| <ul style="list-style-type: none"> ・円安/インドルピー高 ・円安/その他の通貨^{※2}高 ・インド金利が米国などG7の国の金利より高い | インドルピーコース | <ul style="list-style-type: none"> ・円高/インドルピー安 ・円高/その他の通貨^{※2}安 ・インド金利が米国などG7の国の金利より低い |

※1 市況動向および資金動向などにより為替取引を行わない場合があります。

※2 その他の通貨とは、当ファンドにおいては為替取引を行わないG7以外の国の通貨をさします。

上記は為替相場や金利水準、資産価格などによる基準価額の変動要因の概要であり、全ての変動要因を網羅したものではありません。基準価額の変動要因はこのほかにも存在します。詳しくは投資リスクなどをご覧下さい。

当ファンドの主要投資対象である

「アッシュモア・エマージング・マーケット・トライアセット・ファンド・リミテッド」の運用会社について

アッシュモア・インベストメント・アドバイザーズ・リミテッドが運用を行ないます。

アッシュモア社について

- アッシュモア・インベストメント・アドバイザーズ・リミテッドは新興国市場の債券運用および株式運用に特化した運用会社であり、マクロ的アプローチを用いたトップダウン運用を行なっています。
- アッシュモア社の母体であるアッシュモア・グループ・ピーエルシーは、世界中の機関投資家などから預かった約766億米ドル(約8.4兆円、2018年12月末現在、1米ドル=109.715円で換算)の資産を運用しています。
- アッシュモア社における主な投資対象は、米ドル建て債券、現地通貨建て債券、株式に加え、スペシャル・シチュエーションなどです。

アッシュモア・グループ・ピーエルシーについて

発足 : 1992年
社員数 : 300名
(2018年12月末現在)

アッシュモア・グループの受賞経歴

- グローバル・インベスター・インベストメント・エクセレンス・アワード
 - ・インベストメント・エクセレンス(2001年、2002年、2004年、2005年、2006年)
 - ・新興国債券(2011年)
 - ・グローバル株式マネージャー(2013年)
 - ・アセット・マネージャー - エマージング&フロンティア市場(2014年)
 - トムソン・ロイター・リッパー・ファンド・アワード (UK, Europe, Germany, Austria, Nordics, Switzerland)
 - ・新興国債券グローバル - 外資建て(3年)(2017年、2018年(2018年は、上記に加えFranceにおいても受賞))
 - トムソン・ロイター・リッパー・グループ・アワード (UK, Europe, Germany, Nordics, Switzerland)
 - ・債券(ラージグループ)(2018年)
 - ビジネス・エクセレンス・アワード
 - ・最優秀新興国運用会社 - UK (2018年)
- ※上記は過去の受賞経歴の一部を記載しています。(2018年12月末現在)

上記は過去のものであり将来の運用成果等を約束するものではありません。

ファンドの仕組み

- 日興アッシュモア新興国財産3分法ファンド毎月分配型の各通貨コースは、アッシュモア・インベストメント・アドバイザーズ・リミテッドが運用を行なう円建外国投資法人「アッシュモア・エマーキング・マーケット・ライアセット・ファンド・リミテッド」の各クラス、および日興アセットマネジメントが運用を行なう証券投資信託「マネー・アセット・マザーファンド」に投資を行なうファンド・オブ・ファンズです。



- (主な投資制限) ・投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。
・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- (分配方針) ・毎決算時に、分配金額は、委託会社が決定するものとし、原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。
※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
※「原則として、安定した分配を行なう」方針としていますが、これは、運用による収益が安定したものになることや基準価額が安定的に推移することなどを示唆するものではありません。また、基準価額の水準、運用の状況などによっては安定した分配とならない場合があることにご留意ください。

- 日興アッシュモア新興国財産3分法ファンド毎月分配型の各コース間および日興マネー・アセット・ファンドとの間でスイッチングが可能です。

- ※販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングが行なえない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ※スイッチング対象ファンドの一方のファンドに関して、委託会社が約款に定める事由に該当したと判断したことにより、購入・換金申込みの受付を中止、もしくは、既に受付けた購入・換金申込みの受付を取り消した場合には、もう一方のスイッチング対象ファンドに関して、当該ファンドについて約款に定める中止・取消事由が生じているか否かにかかわらず、原則として、スイッチングによる購入・換金申込みの受付を中止、もしくは、既に受付けたスイッチングによる購入・換金申込みの受付を取り消します。
- ※投資成果に大きく影響しますので、スイッチングは、十分ご検討の上、慎重にご判断ください。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



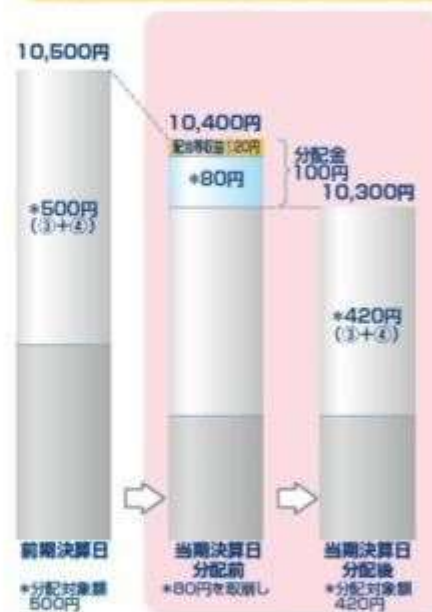
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超過して支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超過して支払われる場合

前期決算から基準価額が上昇した場合



前期決算から基準価額が下落した場合



(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。
 ※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよび金額ならびに基準価額について示唆、保証するものではありません。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



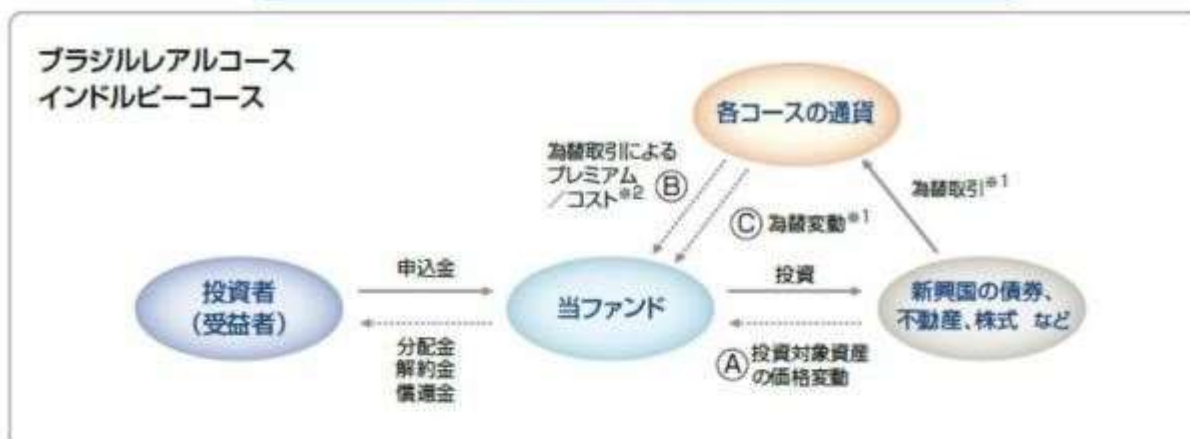
※ 元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

- ・ 普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
- ・ 元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、(特別分配金) 元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

通貨選択型ファンドの収益に関する留意事項

- 通貨選択型の投資信託は、投資対象資産（株式や債券など）の運用に加えて、為替取引による通貨の運用も行っており、為替取引の対象となる通貨を選択することができます。

通貨選択型の投資信託のイメージ図



※1 G7の国の通貨部分については、各コースの通貨と円の為替変動リスクがあります。その他の通貨部分については、当該通貨と円の為替変動リスクがあります。

※2 為替取引によるプレミアム/コストは、為替取引を行なう通貨間の金利差相当分の収益/費用です。

- 通貨選択型の投資信託の収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。なお、収益源である3つの要素にはリスクが内在しています。詳しくは、後述の「投資リスク」をご覧ください。

| | (A) | (B) | (C) |
|------------|--|--|--|
| 収益の源泉 | 資産の値上がり/値下がり | 為替取引によるプレミアム/コスト | 為替差益/差損 |
| ブラジルリアルコース | 収益を得られるケース 投資対象資産（債券、株式、不動産）の上昇など | プレミアム（金利差相当分の収益）の発生 各コースの通貨の金利 - 原資産通貨の金利 がプラス | 為替差益の発生 各コースの通貨/ その他の通貨 ^{※1} に対して 円安 |
| インドルピーコース | 損失やコストが発生するケース 投資対象資産（債券、株式、不動産）の下落など | コスト（金利差相当分の費用）の発生 各コースの通貨の金利 - 原資産通貨の金利 がマイナス | 為替差損の発生 各コースの通貨/ その他の通貨 ^{※1} に対して 円高 |

※1 その他の通貨とは、当ファンドにおいては為替取引を行なわないG7以外の国の通貨をさします。

* 市況動向によっては、上記の通りにならない場合があります。

通貨運用についてのご留意事項

- 各通貨の運用に当たっては、直物為替先渡取引（NDF取引）を活用する場合があります。
- NDF取引とは、投資対象通貨を用いた受渡を行わず、主に米ドル等による差金決済のみを行なう取引のことを言います。
- NDF取引では、需給や規制などの影響により、為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）/コスト（金利差相当分の費用）が、短期金利から算出される理論上の水準から乖離する場合があります。そのため、想定している投資成果が得られない可能性があります。

（2）【ファンドの沿革】

<訂正前>

<ブラジルリアルコース/インドルピーコース>

2010年 2月26日

- ・ファンドの信託契約締結、運用開始

2011年 9月30日

- ・ファンド名称変更

新名称：日興アッシュモア新興国財産3分法ファンド毎月分配型（ブラジルリアルコース）

日興アッシュモア新興国財産3分法ファンド毎月分配型（インドルピーコース）

旧名称：日興アッシュモア新興国財産3分法ファンド毎月分配型（ブラジルリアルコース）

日興アッシュモア新興国財産3分法ファンド毎月分配型（インドルピーコース）

2019年 5月 3日

- ・信託期間の更新（信託終了日を2020年 2月 3日から2025年 2月 3日へ変更）

<中国元コース>

2010年 2月26日

- ・ファンドの信託契約締結、運用開始

2011年 9月30日

- ・ファンド名称変更

新名称：日興アッシュモア新興国財産3分法ファンド毎月分配型（中国元コース）

旧名称：日興アッシュモア新興国財産3分法ファンド毎月分配型（中国元コース）

2020年 2月 3日

- ・信託終了（償還）予定

<ネクストBRICS通貨コース>

2011年 3月 2日

- ・ファンドの信託契約締結、当初自己設定、運用開始

2011年 9月30日

- ・ファンド名称変更

新名称：日興アッシュモア新興国財産3分法ファンド毎月分配型（ネクストBRICS通貨コース）

旧名称：日興アッシュモア新興国財産3分法ファンド毎月分配型（ネクストBRICS通貨コース）

2020年 2月 3日

- ・信託終了（償還）予定

<訂正後>

2010年 2月26日

- ・ファンドの信託契約締結、運用開始

2011年 9月30日

- ・ファンド名称変更

新名称：日興アッシュモア新興国財産3分法ファンド毎月分配型（ブラジルリアルコース）

日興アッシュモア新興国財産3分法ファンド毎月分配型（インドルピーコース）

旧名称：日興アッシュモア新興国財産3分法ファンド毎月分配型（ブラジルリアルコース）

日興アッシュモア新興国財産3分法ファンド毎月分配型（インドルピーコース）

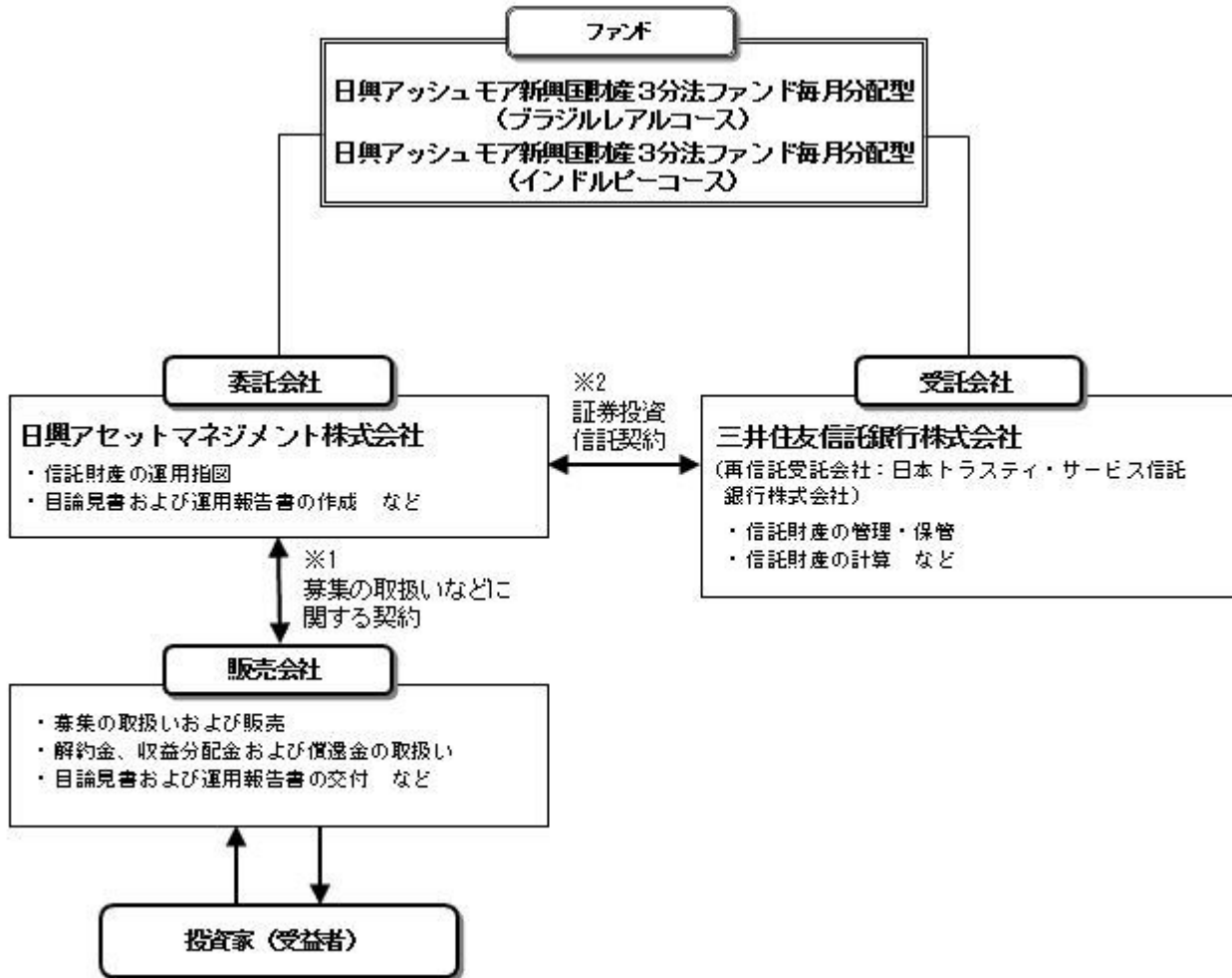
2019年 5月 3日

- ・信託期間の更新（信託終了日を2020年 2月 3日から2025年 2月 3日へ変更）

（3）【ファンドの仕組み】

<更新後>

ファンドの仕組み

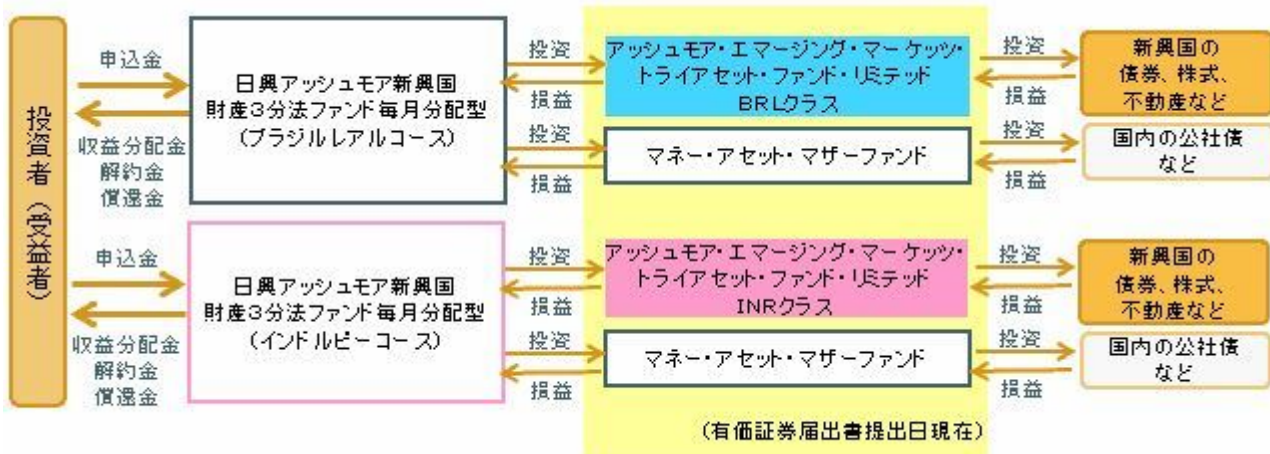


- 1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したものです。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
- 2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したものです。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

<更新後>

<ファンド・オブ・ファンズの仕組み>

当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



<更新後>

委託会社の概況（2019年10月末現在）

1) 資本金

17,363百万円

2) 沿革

1959年：日興証券投資信託委託株式会社として設立

1999年：日興国際投資顧問株式会社と合併し「日興アセットマネジメント株式会社」に社名変更

3) 大株主の状況

| 名 称 | 住 所 | 所有株数 | 所有比率 |
|-----------------------|---|--------------|--------|
| 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 | 179,869,100株 | 91.29% |
| DBS Bank Ltd. | 6 Shenton Way, #46-00, DBS Building Tower One, Singapore 068809 | 14,283,400株 | 7.24% |

2【投資方針】

(2)【投資対象】

<更新後>

投資対象とする投資信託証券の概要

<アッシュモア・エマージング・マーケット・トライアセット・ファンド・リミテッド BRLクラス>（ガー
ンジー籍円建外国投資法人）

<アッシュモア・エマージング・マーケット・トライアセット・ファンド・リミテッド INRクラス>（ガー
ンジー籍円建外国投資法人）

運用の基本方針

| | |
|--------|--|
| 基本方針 | 信託財産の中長期的な成長をめざします。 |
| 主な投資対象 | 新興国の債券、株式（預託証券を含みます。）および不動産投資信託証券を主要投資対象とします。あわせて、為替取引などを行ないます。 |
| 投資方針 | <p><全クラス共通></p> <ul style="list-style-type: none"> 新興国の債券、株式（預託証券を含みます。）および不動産投資信託証券を主要投資対象とし、インカム収益を確保しながらトータルリターンの最大化をめざします。 <p><BRLクラス></p> <ul style="list-style-type: none"> 米ドルなどのG7の国の通貨建ての資産については、原則として米ドルなどのG7の国の通貨売り、ブラジルリアル買いの為替取引を行ないます。 <p><INRクラス></p> <ul style="list-style-type: none"> 米ドルなどのG7の国の通貨建ての資産については、原則として米ドルなどのG7の国の通貨売り、インドルピー買いの為替取引を行ないます。 |
| 主な投資制限 | <ul style="list-style-type: none"> 純資産総額の50%以上を有価証券に投資します。 投資信託証券など（ETFとREITを除きます。）への投資割合は純資産総額の5%を超えないものとします。 空売りは行ないません。 純資産総額の10%を超える借入れは行ないません。 同一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーへの比率は、それぞれ純資産総額の10%を超えないものとし、合計で純資産総額の20%を超えないものとします。 流動性の乏しい証券への投資は、純資産総額の15%を超えないものとします。 |
| 収益分配 | 原則として、毎月20日（休日の場合は翌営業日）に分配を行ないます。なお、投資顧問会社の判断により収益分配を行わないことがあります。 |

| ファンドに係る費用 | |
|-----------|--|
| 信託報酬など | 純資産総額に対して年率1.25% (国内における消費税等相当額はかかりません。) |
| 申込手数料 | ありません。 |
| 信託財産留保額 | ありません。 |
| その他の費用など | 事務管理費用、資産の保管費用、有価証券売買時の売買委託手数料、設立に係る費用、法律顧問費用、監査費用、信託財産に関する租税など。 |
| その他 | |
| 投資顧問会社 | アッシュモア・インベストメント・アドバイザーズ・リミテッド |
| 信託期間 | 無期限 |
| 決算日 | 原則として、毎年2月末日 |

上記の投資対象とする投資信託証券については、日々の基準価額が取得できるため、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、当ファンドにおいてデリバティブ取引等の投資制限に係る管理を行いません。

<マネー・アセット・マザーファンド>

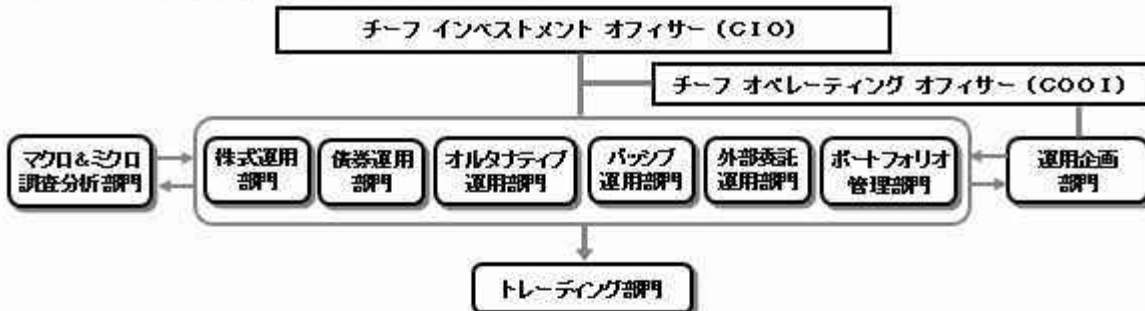
| 運用の基本方針 | |
|-----------|---|
| 基本方針 | 公社債への投資により、安定した収益の確保をめざして安定運用を行いません。 |
| 主な投資対象 | わが国の国債および格付の高い公社債を主要投資対象とします。 |
| 投資方針 | <ul style="list-style-type: none"> わが国の国債および格付の高い公社債に投資を行ない、利息等収益の確保をめざして運用を行いません。 ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用が出来ない場合があります。 |
| 主な投資制限 | <ul style="list-style-type: none"> 株式（新株引受権証券、新株予約権証券および新株引受権付社債券を含みます。）への投資は行ないません。 外貨建資産への投資は行ないません。 デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。 |
| 収益分配 | 収益分配は行ないません。 |
| ファンドに係る費用 | |
| 信託報酬 | ありません。 |
| 申込手数料 | ありません。 |
| 信託財産留保額 | ありません。 |
| その他の費用など | 組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。 |
| その他 | |

| | |
|------|-----------------------|
| 委託会社 | 日興アセットマネジメント株式会社 |
| 受託会社 | 三井住友信託銀行株式会社 |
| 信託期間 | 無期限（2008年9月30日設定） |
| 決算日 | 毎年10月10日（休業日の場合は翌営業日） |

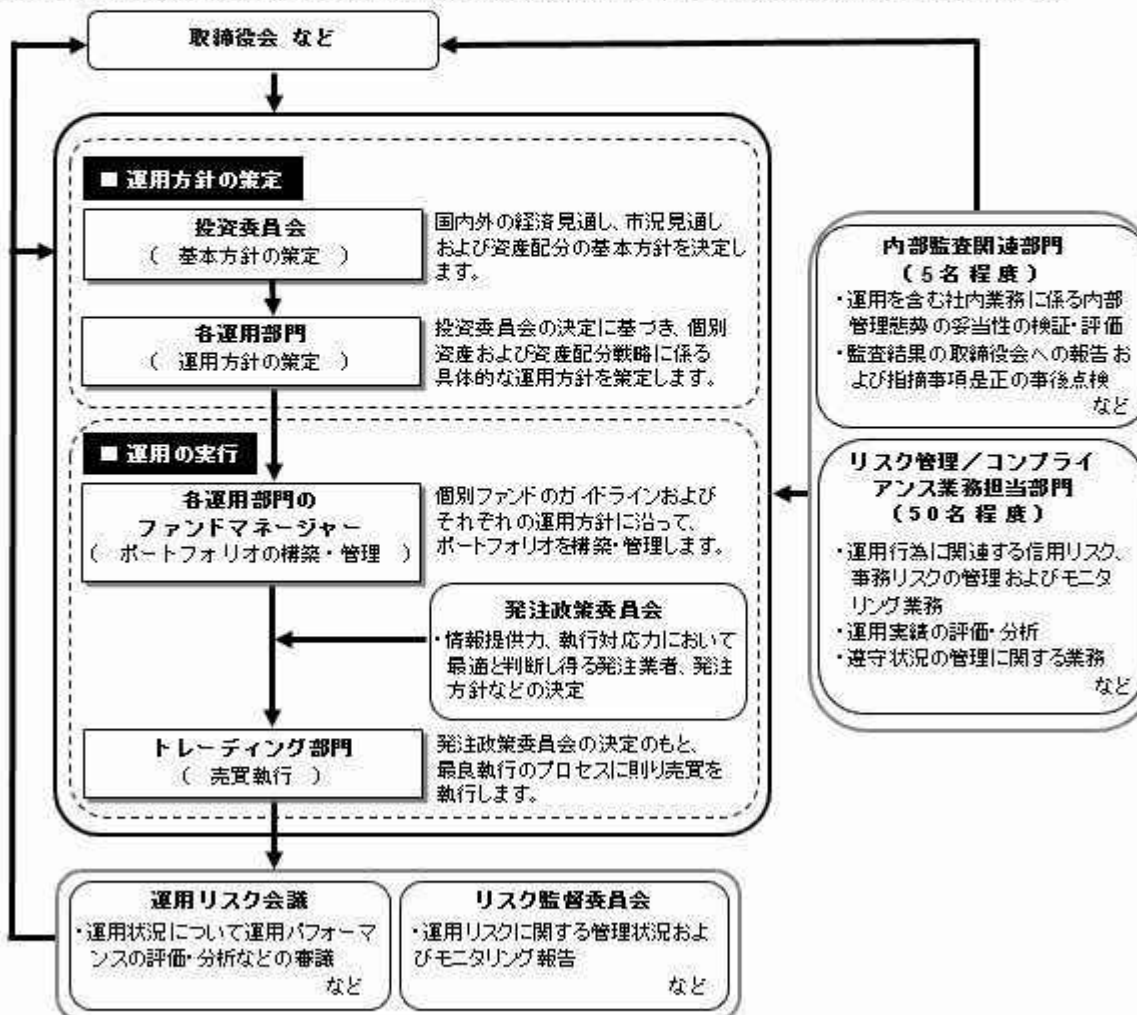
(3) 【運用体制】

<更新後>

◆委託会社における運用体制は以下の通りです。



◆委託会社の運用体制における内部管理および意思決定を監督する組織などは以下の通りです。



委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

「受託会社」に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っております。また、独立した監査法人が所定の手続きで受託業務について監査を行っており、内部統制が有効に機能している旨の監査報告書を定期的に受け取っております。

上記体制は2019年10月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

3【投資リスク】

<訂正前>

(1) ファンドのリスク

為替変動リスク

ブラジルリアルコース

- ・投資対象とする外国投資法人の組入資産のうち米ドルなどのG7の国の通貨建ての資産については、原則として米ドルなどのG7の国の通貨売り、ブラジルリアル買いの為替取引を行なうため、ブラジルリアルの対円での為替変動の影響を受けます。一般に外国為替相場がブラジルリアルに対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。なお、為替取引を完全に行なうことができるとは限らないため、場合によってはブラジルリアルと米ドルなどのG7の国の通貨の各通貨間の金利差を十分に享受することができない可能性や、米ドルなどのG7の国の通貨の対円での為替変動の影響を受ける可能性があります。また、ブラジルリアルの金利が米ドルなどのG7の国の通貨の金利より低い場合、米ドルなどのG7の国の通貨とブラジルリアルの金利差相当分の為替取引によるコストが発生します。
- ・投資対象とする外国投資法人の組入資産のうちG7以外の国の通貨建ての資産については、当該資産の通貨とブラジルリアルの間で為替取引は行なわないため、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。
- ・一般に新興国の通貨は、先進国の通貨に比べて為替変動が大きくなる場合があります。

インドルピーコース

- ・投資対象とする外国投資法人の組入資産のうち米ドルなどのG7の国の通貨建ての資産については、原則として米ドルなどのG7の国の通貨売り、インドルピー買いの為替取引を行なうため、インドルピーの対円での為替変動の影響を受けます。一般に外国為替相場がインドルピーに対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。なお、為替取引を完全に行なうことができるとは限らないため、場合によってはインドルピーと米ドルなどのG7の国の通貨の各通貨間の金利差を十分に享受することができない可能性や、米ドルなどのG7の国の通貨の対円での為替変動の影響を受ける可能性があります。また、インドルピーの金利が米ドルなどのG7の国の通貨の金利より低い場合、米ドルなどのG7の国の通貨とインドルピーの金利差相当分の為替取引によるコストが発生します。
- ・投資対象とする外国投資法人の組入資産のうちG7以外の国の通貨建ての資産については、当該資産の通貨とインドルピーの間で為替取引は行なわないため、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。
- ・一般に新興国の通貨は、先進国の通貨に比べて為替変動が大きくなる場合があります。

中国元コース

- ・投資対象とする外国投資法人の組入資産のうち米ドルなどのG7の国の通貨建ての資産については、原則として米ドルなどのG7の国の通貨売り、中国元買いの為替取引を行なうため、中国元の対円での為替変動の影響を受けます。一般に外国為替相場が中国元に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。なお、為替取引を完全に行なうことができるとは限らないため、場合によっては中国元と米ドルなどのG7の国の通貨の各通貨間の金利差を十分に享受することができない可能性や、米ドルなどのG7の国の通貨の対円での為替変動の影響を受ける可能性があります。また、中国元の金利が米ドルなどのG7の国の通貨の金利より低い場合、米ドルなどのG7の国の通貨と中国元の金利差相当分の為替取引によるコストが発生します。
- ・投資対象とする外国投資法人の組入資産のうちG7以外の国の通貨建ての資産については、当該資産の通貨と中国元の間で為替取引は行なわないため、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。
- ・一般に新興国の通貨は、先進国の通貨に比べて為替変動が大きくなる場合があります。

ネクストBRICS通貨コース

- ・投資対象とする外国投資法人の組入資産のうち米ドルなどのG7の国の通貨建ての資産については、原則として米ドルなどのG7の国の通貨売り、ネクストBRICS通貨（トルコリラ、南アフリカランド、メキシコペソ、インドネシアルピア、韓国ウォンの5通貨）買いの為替取引を行なう

ため、ネクストBRICs通貨の対円での為替変動の影響を受けます。一般に外国為替相場がネクストBRICs通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。なお、為替取引を完全に行なうことができるとは限らないため、場合によってはネクストBRICs通貨と米ドルなどのG7の国の通貨の各通貨間の金利差を十分に享受することができない可能性や、米ドルなどのG7の国の通貨の対円での為替変動の影響を受ける可能性があります。また、ネクストBRICs通貨の金利が米ドルなどのG7の国の通貨の金利より低い場合、米ドルなどのG7の国の通貨とネクストBRICs通貨の金利差相当分の為替取引によるコストが発生します。

- ・投資対象とする外国投資法人の組入資産のうちG7以外の国の通貨建ての資産については、当該資産の通貨とネクストBRICs通貨の間で為替取引は行なわないため、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。
- ・一般に新興国の通貨は、先進国の通貨に比べて為替変動が大きくなる場合があります。

<訂正後>

(1) ファンドのリスク

為替変動リスク

ブラジルリアルコース

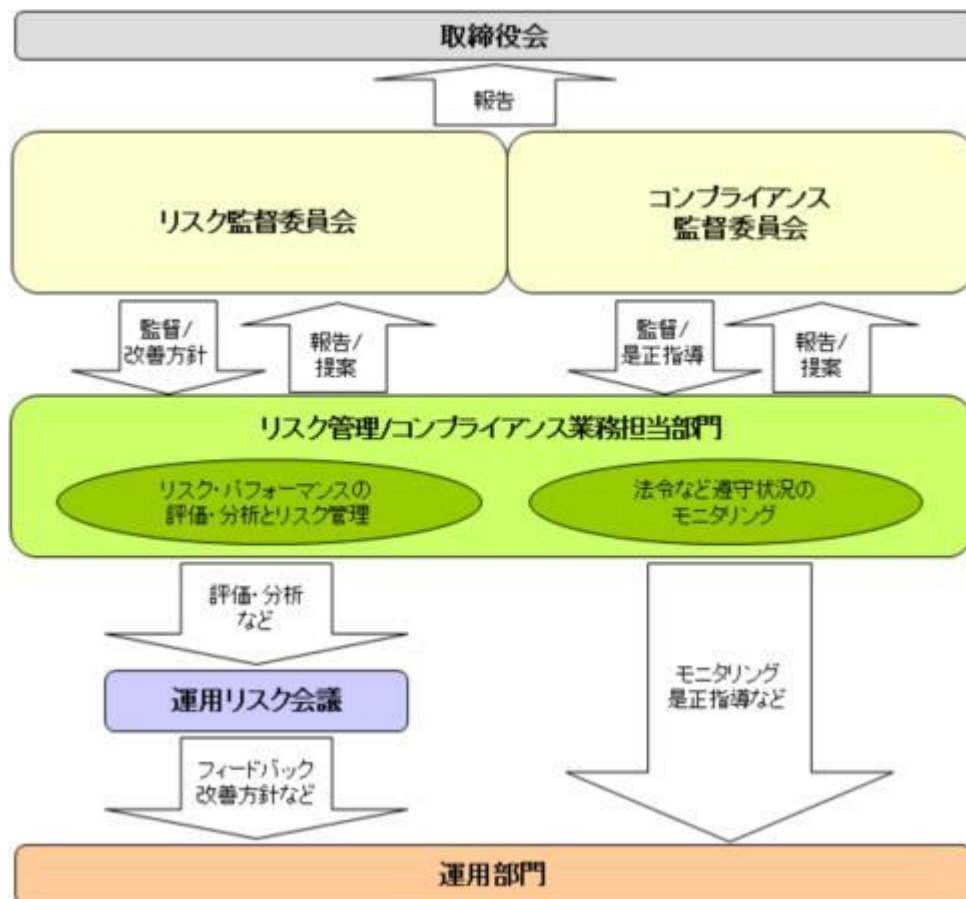
- ・投資対象とする外国投資法人の組入資産のうち米ドルなどのG7の国の通貨建ての資産については、原則として米ドルなどのG7の国の通貨売り、ブラジルリアル買いの為替取引を行なうため、ブラジルリアルの対円での為替変動の影響を受けます。一般に外国為替相場がブラジルリアルに対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。なお、為替取引を完全に行なうことができるとは限らないため、場合によってはブラジルリアルと米ドルなどのG7の国の通貨の各通貨間の金利差を十分に享受することができない可能性や、米ドルなどのG7の国の通貨の対円での為替変動の影響を受ける可能性があります。また、ブラジルリアルの金利が米ドルなどのG7の国の通貨の金利より低い場合、米ドルなどのG7の国の通貨とブラジルリアルの金利差相当分の為替取引によるコストが発生します。
- ・投資対象とする外国投資法人の組入資産のうちG7以外の国の通貨建ての資産については、当該資産の通貨とブラジルリアルの間で為替取引は行なわないため、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。
- ・一般に新興国の通貨は、先進国の通貨に比べて為替変動が大きくなる場合があります。

インドルピーコース

- ・投資対象とする外国投資法人の組入資産のうち米ドルなどのG7の国の通貨建ての資産については、原則として米ドルなどのG7の国の通貨売り、インドルピー買いの為替取引を行なうため、インドルピーの対円での為替変動の影響を受けます。一般に外国為替相場がインドルピーに対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。なお、為替取引を完全に行なうことができるとは限らないため、場合によってはインドルピーと米ドルなどのG7の国の通貨の各通貨間の金利差を十分に享受することができない可能性や、米ドルなどのG7の国の通貨の対円での為替変動の影響を受ける可能性があります。また、インドルピーの金利が米ドルなどのG7の国の通貨の金利より低い場合、米ドルなどのG7の国の通貨とインドルピーの金利差相当分の為替取引によるコストが発生します。
- ・投資対象とする外国投資法人の組入資産のうちG7以外の国の通貨建ての資産については、当該資産の通貨とインドルピーの間で為替取引は行なわないため、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。
- ・一般に新興国の通貨は、先進国の通貨に比べて為替変動が大きくなる場合があります。

<更新後>

(2) リスク管理体制



全社リスク管理

当社では運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理/コンプライアンス業務担当部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。当社グループの法令などの遵守状況についてはコンプライアンス部門が事務局を務めるコンプライアンス監督委員会、リスク管理状況についてはリスク管理部門が事務局を務めるリスク監督委員会を通して経営陣に報告され、更に年一度以上取締役会に対して全体的な活動状況を報告しております。両委員会およびそれに関連する部門別会議においては、法令遵守状況や各種リスク（運用リスク、事務リスク、システムリスクなど）に関するモニタリングとその報告に加えて、重要事故への対応と各種リスク対応、事故防止のための施策やその管理手法の構築などの支援に努めております。

運用状況の評価・分析および運用リスク管理

ファンド財産について運用状況の評価・分析および運用リスクの管理状況をモニタリングします。運用パフォーマンスおよび運用リスクに係る評価と分析の結果については運用リスク会議に報告し、運用リスクの管理状況についてはリスク監督委員会へ報告され、問題点の原因の究明や改善策の策定が図られます。加えて外部委託運用部門は、外部委託ファンドの運用管理を行ない、投資方針に沿った運用が行なわれているかなどのモニタリングを行なっています。

法令など遵守状況のモニタリング

運用における法令・諸規則、信託約款などの遵守状況については、コンプライアンス業務担当部門が管理を行ないます。問題点についてはコンプライアンス関連の委員会に報告され、必要に応じ運用部門に対し是正指導が行なわれるなど、適切に管理・監督を行ないます。

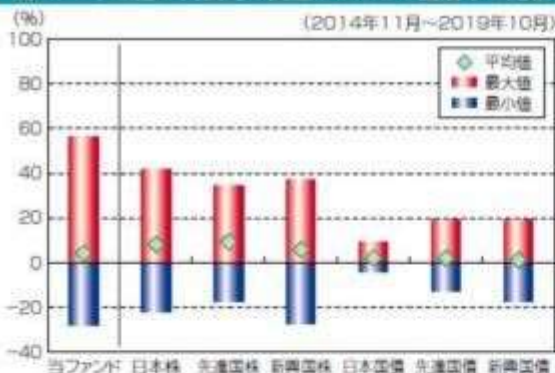
上記体制は2019年10月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

< 更新後 >

(参考情報)

(ブラジルリアルコース)

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率(%))

| 当ファンド | 日本株 | 先進国株 | 新興国株 | 日本国債 | 先進国債 | 新興国債 |
|-------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|
| 平均値 | 4.3% | 8.2% | 9.3% | 5.8% | 2.1% | 2.1% |
| 最大値 | 55.9% | 41.9% | 34.1% | 37.2% | 9.3% | 19.3% |
| 最小値 | -27.8% | -22.0% | -17.5% | -27.4% | -4.0% | -12.3% |

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2014年11月から2019年10月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万円当たりの値です。
※分配金再投資基準価額は、2014年11月末の基準価額を起点として指数化しています。
※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

(インドルピーコース)

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率(%))

| 当ファンド | 日本株 | 先進国株 | 新興国株 | 日本国債 | 先進国債 | 新興国債 |
|-------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|
| 平均値 | 7.2% | 8.2% | 9.3% | 5.8% | 2.1% | 2.1% |
| 最大値 | 33.0% | 41.9% | 34.1% | 37.2% | 9.3% | 19.3% |
| 最小値 | -18.6% | -22.0% | -17.5% | -27.4% | -4.0% | -12.3% |

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2014年11月から2019年10月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株——東証株価指数(TOPIX、配当込)

先進国株——MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込、円ベース)

新興国株——MSCIエマーシング・マーケット・インデックス(配当込、円ベース)

日本国債——NOMURA-BPI国債

先進国債——FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債——JPモルガンGBI-EMグローバルディバーシファイド(円ヘッジなし、円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万円当たりの値です。
※分配金再投資基準価額は、2014年11月末の基準価額を起点として指数化しています。
※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

東証株価指数(TOPIX、配当込)

当指数は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考

慮したものです。なお、当指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

MSCI-KOKUSAIインデックス（配当込、円ベース）

当指数は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込、円ベース）

当指数は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

NOMURA-BPI国債

当指数は、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、対象インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、対象インデックスを用いて行われる日興アセットマネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

当指数は、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。当指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド（円ヘッジなし、円ベース）

当指数は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、当指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLC に帰属します。

4【手数料等及び税金】

（2）【換金（解約）手数料】

<訂正前>

信託財産留保額

<ブラジルリアルコース/インドルピーコース>

解約請求受付日が2020年1月30日以前の場合

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.25%の率を乗じて得た額（1口当たり）が差し引かれます。

解約請求受付日が2020年1月31日以降の場合

ありません。

<中国元コース/ネクストBRICS通貨コース>

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.25%の率を乗じて得た額（1口当たり）が差し引かれます。

「信託財産留保額」とは、投資信託を解約される受益者の解約代金から差し引いて、信託財産に繰り入れる金額のことです。

<訂正後>

信託財産留保額

ありません。

（4）【その他の手数料等】

<訂正前>

信託財産に関する以下の費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産か

ら支払います。

（略）

<投資対象とする投資信託証券に係る費用>

「アッシュモア・エマージング・マーケット・トライアセット・ファンド・リミテッド BRLクラス」

「アッシュモア・エマージング・マーケット・トライアセット・ファンド・リミテッド INRクラス」

「アッシュモア・エマージング・マーケット・トライアセット・ファンド・リミテッド CNYクラス」

「アッシュモア・エマージング・マーケット・トライアセット・ファンド・リミテッド New EMカレン
シーズ・クラス」

- ・事務管理費用
- ・資産の保管費用
- ・有価証券売買時の売買委託手数料
- ・設立に係る費用
- ・法律顧問費用
- ・監査費用
- ・信託財産に関する租税 など

（略）

<訂正後>

信託財産に関する以下の費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

（略）

<投資対象とする投資信託証券に係る費用>

「アッシュモア・エマージング・マーケット・トライアセット・ファンド・リミテッド BRLクラス」

「アッシュモア・エマージング・マーケット・トライアセット・ファンド・リミテッド INRクラス」

- ・事務管理費用
- ・資産の保管費用
- ・有価証券売買時の売買委託手数料
- ・設立に係る費用
- ・法律顧問費用
- ・監査費用
- ・信託財産に関する租税 など

（略）

（５）【課税上の取扱い】

<更新後>

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

個人受益者の場合

1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）^{*}については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴

収ありの特定口座(源泉徴収選択口座)を選択している場合は、20.315%(所得税15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収(原則として、確定申告は不要です。)が行なわれます。

* 解約価額および償還価額から取得費用(申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。)を控除した利益

確定申告等により、解約時および償還時の差損(譲渡損失)については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得(申告分離課税を選択したものに限ります。)と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益(譲渡益)、普通分配金および特定公社債等の利子所得(申告分離課税を選択したものに限ります。)については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、未成年者少額投資非課税制度(ジュニアNISA)をご利用の場合、20歳未満の居住者などを対象に、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%(所得税のみ)の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

個別元本

1) 各受益者の買付時の基準価額(申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。)が個別元本になります。

2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

2) 受益者が収益分配金を受け取る際

イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。

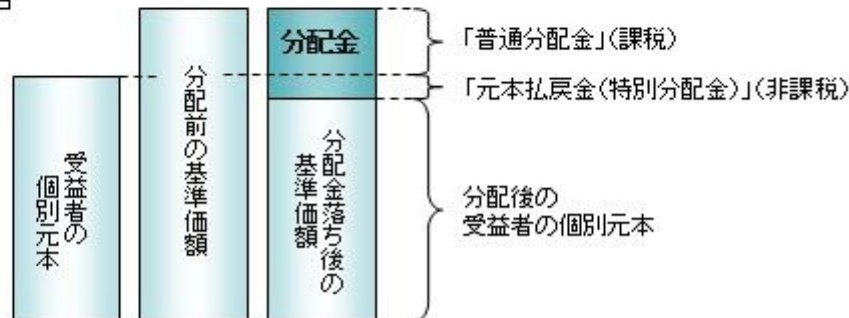
ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は2020年1月30日現在のもので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【日興アッシュモア新興国財産3分法ファンド毎月分配型（ブラジルリアルコース）】

以下の運用状況は2019年10月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

| 資産の種類 | 国・地域 | 時価合計（円） | 投資比率（％） |
|-----------------------|------|----------------|---------|
| 投資証券 | ガンジー | 14,355,816,993 | 97.00 |
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 14,115,011 | 0.10 |
| コール・ローン等、その他資産（負債控除後） | | 429,818,607 | 2.90 |
| 合計（純資産総額） | | 14,799,750,611 | 100.00 |

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

| 国・地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量又は 額面総額 | 簿価 単価 （円） | 簿価 金額 （円） | 評価 単価 （円） | 評価 金額 （円） | 投資 比率 （％） |
|------|----|-----|--------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
|------|----|-----|--------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|

| | | | | | | | | |
|-------------------|---------------|---|----------------|--------|----------------|--------|----------------|-------|
| ガー ン ジ ー | 投資証券 | アッシュモア・エマーシング・マー ケッツ・トライアセット・ファン ド・リミテッド BRLクラス | 60,192,104,795 | 0.22 | 13,585,358,052 | 0.23 | 14,355,816,993 | 97.00 |
| 日本 | 親投資信託受 益証券 | マネー・アセット・マザーファンド | 14,054,577 | 1.0044 | 14,116,417 | 1.0043 | 14,115,011 | 0.10 |

ロ.種類別の投資比率

| 種類 | 投資比率(%) |
|-----------|---------|
| 投資証券 | 97.00 |
| 親投資信託受益証券 | 0.10 |
| 合 計 | 97.10 |

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

| 期別 | 純資産総額(百万円) | | 1口当たり純資産額(円) | |
|------------------------|------------|---------|--------------|--------|
| | 分配落ち | 分配付き | 分配落ち | 分配付き |
| 第1特定期間末 (2010年 8月 3日) | 36,422 | 37,096 | 1.0273 | 1.0463 |
| 第2特定期間末 (2011年 2月 3日) | 372,281 | 379,753 | 0.9466 | 0.9656 |
| 第3特定期間末 (2011年 8月 3日) | 418,928 | 428,218 | 0.8568 | 0.8758 |
| 第4特定期間末 (2012年 2月 3日) | 296,719 | 303,585 | 0.6483 | 0.6633 |
| 第5特定期間末 (2012年 8月 3日) | 220,332 | 224,964 | 0.5232 | 0.5342 |
| 第6特定期間末 (2013年 2月 4日) | 196,193 | 199,605 | 0.6324 | 0.6434 |
| 第7特定期間末 (2013年 8月 5日) | 118,136 | 120,751 | 0.4969 | 0.5079 |
| 第8特定期間末 (2014年 2月 3日) | 93,446 | 95,817 | 0.4336 | 0.4446 |
| 第9特定期間末 (2014年 8月 4日) | 86,942 | 89,175 | 0.4282 | 0.4392 |
| 第10特定期間末 (2015年 2月 3日) | 69,934 | 72,087 | 0.3573 | 0.3683 |
| 第11特定期間末 (2015年 8月 3日) | 53,909 | 55,169 | 0.2996 | 0.3066 |
| 第12特定期間末 (2016年 2月 3日) | 31,332 | 31,936 | 0.2075 | 0.2115 |
| 第13特定期間末 (2016年 8月 3日) | 28,135 | 28,384 | 0.2259 | 0.2279 |
| 第14特定期間末 (2017年 2月 3日) | 29,108 | 29,324 | 0.2695 | 0.2715 |
| 第15特定期間末 (2017年 8月 3日) | 26,430 | 26,618 | 0.2811 | 0.2831 |
| 第16特定期間末 (2018年 2月 5日) | 24,632 | 24,803 | 0.2886 | 0.2906 |
| 第17特定期間末 (2018年 8月 3日) | 18,988 | 19,148 | 0.2373 | 0.2393 |
| 第18特定期間末 (2019年 2月 4日) | 17,527 | 17,679 | 0.2300 | 0.2320 |

| | | | | | |
|----------|---------------|--------|--------|--------|--------|
| 第19特定期間末 | (2019年 8月 5日) | 15,353 | 15,499 | 0.2100 | 0.2120 |
| | 2018年10月末日 | 18,080 | | 0.2323 | |
| | 11月末日 | 17,587 | | 0.2281 | |
| | 12月末日 | 16,374 | | 0.2132 | |
| | 2019年 1月末日 | 17,360 | | 0.2277 | |
| | 2月末日 | 17,462 | | 0.2300 | |
| | 3月末日 | 16,320 | | 0.2165 | |
| | 4月末日 | 16,535 | | 0.2198 | |
| | 5月末日 | 15,840 | | 0.2131 | |
| | 6月末日 | 16,018 | | 0.2173 | |
| | 7月末日 | 16,174 | | 0.2211 | |
| | 8月末日 | 14,049 | | 0.1933 | |
| | 9月末日 | 14,438 | | 0.2006 | |
| | 10月末日 | 14,799 | | 0.2084 | |

(注)分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

【分配の推移】

| 期 | 期間 | 1口当たりの分配金(円) |
|---------|-------------------------|--------------|
| 第1特定期間 | 2010年 2月26日～2010年 8月 3日 | 0.0380 |
| 第2特定期間 | 2010年 8月 4日～2011年 2月 3日 | 0.1140 |
| 第3特定期間 | 2011年 2月 4日～2011年 8月 3日 | 0.1140 |
| 第4特定期間 | 2011年 8月 4日～2012年 2月 3日 | 0.0980 |
| 第5特定期間 | 2012年 2月 4日～2012年 8月 3日 | 0.0860 |
| 第6特定期間 | 2012年 8月 4日～2013年 2月 4日 | 0.0660 |
| 第7特定期間 | 2013年 2月 5日～2013年 8月 5日 | 0.0660 |
| 第8特定期間 | 2013年 8月 6日～2014年 2月 3日 | 0.0660 |
| 第9特定期間 | 2014年 2月 4日～2014年 8月 4日 | 0.0660 |
| 第10特定期間 | 2014年 8月 5日～2015年 2月 3日 | 0.0660 |
| 第11特定期間 | 2015年 2月 4日～2015年 8月 3日 | 0.0500 |
| 第12特定期間 | 2015年 8月 4日～2016年 2月 3日 | 0.0300 |
| 第13特定期間 | 2016年 2月 4日～2016年 8月 3日 | 0.0160 |
| 第14特定期間 | 2016年 8月 4日～2017年 2月 3日 | 0.0120 |
| 第15特定期間 | 2017年 2月 4日～2017年 8月 3日 | 0.0120 |
| 第16特定期間 | 2017年 8月 4日～2018年 2月 5日 | 0.0120 |
| 第17特定期間 | 2018年 2月 6日～2018年 8月 3日 | 0.0120 |
| 第18特定期間 | 2018年 8月 4日～2019年 2月 4日 | 0.0120 |
| 第19特定期間 | 2019年 2月 5日～2019年 8月 5日 | 0.0120 |

【収益率の推移】

| 期 | 期間 | 収益率（％） |
|---------|-------------------------|--------|
| 第1特定期間 | 2010年 2月26日～2010年 8月 3日 | 6.53 |
| 第2特定期間 | 2010年 8月 4日～2011年 2月 3日 | 3.24 |
| 第3特定期間 | 2011年 2月 4日～2011年 8月 3日 | 2.56 |
| 第4特定期間 | 2011年 8月 4日～2012年 2月 3日 | 12.90 |
| 第5特定期間 | 2012年 2月 4日～2012年 8月 3日 | 6.03 |
| 第6特定期間 | 2012年 8月 4日～2013年 2月 4日 | 33.49 |
| 第7特定期間 | 2013年 2月 5日～2013年 8月 5日 | 10.99 |
| 第8特定期間 | 2013年 8月 6日～2014年 2月 3日 | 0.54 |
| 第9特定期間 | 2014年 2月 4日～2014年 8月 4日 | 13.98 |
| 第10特定期間 | 2014年 8月 5日～2015年 2月 3日 | 1.14 |
| 第11特定期間 | 2015年 2月 4日～2015年 8月 3日 | 2.16 |
| 第12特定期間 | 2015年 8月 4日～2016年 2月 3日 | 20.73 |
| 第13特定期間 | 2016年 2月 4日～2016年 8月 3日 | 16.58 |
| 第14特定期間 | 2016年 8月 4日～2017年 2月 3日 | 24.61 |
| 第15特定期間 | 2017年 2月 4日～2017年 8月 3日 | 8.76 |
| 第16特定期間 | 2017年 8月 4日～2018年 2月 5日 | 6.94 |
| 第17特定期間 | 2018年 2月 6日～2018年 8月 3日 | 13.62 |
| 第18特定期間 | 2018年 8月 4日～2019年 2月 4日 | 1.98 |
| 第19特定期間 | 2019年 2月 5日～2019年 8月 5日 | 3.48 |

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち、以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

| 期 | 期間 | 設定口数（口） | 解約口数（口） |
|---------|-------------------------|-----------------|-----------------|
| 第1特定期間 | 2010年 2月26日～2010年 8月 3日 | 37,579,125,260 | 2,124,096,549 |
| 第2特定期間 | 2010年 8月 4日～2011年 2月 3日 | 363,204,757,523 | 5,369,845,355 |
| 第3特定期間 | 2011年 2月 4日～2011年 8月 3日 | 162,614,147,193 | 66,976,352,999 |
| 第4特定期間 | 2011年 8月 4日～2012年 2月 3日 | 93,704,994,594 | 124,914,452,377 |
| 第5特定期間 | 2012年 2月 4日～2012年 8月 3日 | 59,904,449,826 | 96,527,208,792 |
| 第6特定期間 | 2012年 8月 4日～2013年 2月 4日 | 15,817,506,470 | 126,663,557,558 |
| 第7特定期間 | 2013年 2月 5日～2013年 8月 5日 | 12,229,222,413 | 84,747,860,620 |
| 第8特定期間 | 2013年 8月 6日～2014年 2月 3日 | 8,788,719,630 | 30,996,110,005 |
| 第9特定期間 | 2014年 2月 4日～2014年 8月 4日 | 11,761,419,207 | 24,255,307,159 |
| 第10特定期間 | 2014年 8月 5日～2015年 2月 3日 | 13,634,932,264 | 20,930,848,083 |
| 第11特定期間 | 2015年 2月 4日～2015年 8月 3日 | 14,381,797,341 | 30,162,535,073 |
| 第12特定期間 | 2015年 8月 4日～2016年 2月 3日 | 5,379,993,904 | 34,365,978,469 |
| 第13特定期間 | 2016年 2月 4日～2016年 8月 3日 | 2,525,973,679 | 28,939,447,534 |
| 第14特定期間 | 2016年 8月 4日～2017年 2月 3日 | 1,670,935,509 | 18,223,122,419 |
| 第15特定期間 | 2017年 2月 4日～2017年 8月 3日 | 1,031,175,982 | 15,008,497,133 |

| | | | |
|---------|-------------------------|---------------|---------------|
| 第16特定期間 | 2017年 8月 4日～2018年 2月 5日 | 876,261,130 | 9,534,803,360 |
| 第17特定期間 | 2018年 2月 6日～2018年 8月 3日 | 916,179,553 | 6,254,118,592 |
| 第18特定期間 | 2018年 8月 4日～2019年 2月 4日 | 1,018,276,228 | 4,835,195,428 |
| 第19特定期間 | 2019年 2月 5日～2019年 8月 5日 | 968,870,445 | 4,057,172,426 |

(注)第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

【日興アッシュモア新興国財産3分法ファンド毎月分配型(インドルピーコース)】

以下の運用状況は2019年10月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

| 資産の種類 | 国・地域 | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|-----------------------|------|---------------|---------|
| 投資証券 | ガンジー | 3,693,649,397 | 98.02 |
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 3,599,885 | 0.10 |
| コール・ローン等、その他資産(負債控除後) | | 71,051,531 | 1.89 |
| 合計(純資産総額) | | 3,768,300,813 | 100.00 |

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

| 国・地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量又は 額面総額 | 簿価 単価 (円) | 簿価 金額 (円) | 評価 単価 (円) | 評価 金額 (円) | 投資 比率 (%) |
|------|-----------|---|---------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| ガンジー | 投資証券 | アッシュモア・エマージング・マーケット・トライアセット・ファンド・リミテッド INRクラス | 9,061,946,510 | 0.39 | 3,553,189,226 | 0.4 | 3,693,649,397 | 98.02 |
| 日本 | 親投資信託受益証券 | マネー・アセット・マザーファンド | 3,584,472 | 1.0044 | 3,600,243 | 1.0043 | 3,599,885 | 0.10 |

ロ. 種類別の投資比率

| 種類 | 投資比率(%) |
|-----------|---------|
| 投資証券 | 98.02 |
| 親投資信託受益証券 | 0.10 |
| 合計 | 98.11 |

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

| 期別 | 純資産総額（百万円） | | 1口当たり純資産額(円) | |
|------------------------|------------|---------|--------------|--------|
| | 分配落ち | 分配付き | 分配落ち | 分配付き |
| 第1特定期間末 (2010年 8月 3日) | 6,009 | 6,101 | 0.9866 | 1.0016 |
| 第2特定期間末 (2011年 2月 3日) | 107,313 | 109,106 | 0.8978 | 0.9128 |
| 第3特定期間末 (2011年 8月 3日) | 92,409 | 94,120 | 0.8101 | 0.8251 |
| 第4特定期間末 (2012年 2月 3日) | 44,705 | 45,653 | 0.6136 | 0.6266 |
| 第5特定期間末 (2012年 8月 3日) | 29,649 | 30,222 | 0.5179 | 0.5279 |
| 第6特定期間末 (2013年 2月 4日) | 27,601 | 28,028 | 0.6457 | 0.6557 |
| 第7特定期間末 (2013年 8月 5日) | 16,407 | 16,722 | 0.5210 | 0.5310 |
| 第8特定期間末 (2014年 2月 3日) | 13,321 | 13,601 | 0.4752 | 0.4852 |
| 第9特定期間末 (2014年 8月 4日) | 12,394 | 12,662 | 0.4625 | 0.4725 |
| 第10特定期間末 (2015年 2月 3日) | 12,093 | 12,365 | 0.4450 | 0.4550 |
| 第11特定期間末 (2015年 8月 3日) | 11,414 | 11,596 | 0.4385 | 0.4455 |
| 第12特定期間末 (2016年 2月 3日) | 7,350 | 7,438 | 0.3329 | 0.3369 |
| 第13特定期間末 (2016年 8月 3日) | 5,793 | 5,829 | 0.3223 | 0.3243 |
| 第14特定期間末 (2017年 2月 3日) | 5,923 | 5,955 | 0.3684 | 0.3704 |
| 第15特定期間末 (2017年 8月 3日) | 5,505 | 5,533 | 0.3988 | 0.4008 |
| 第16特定期間末 (2018年 2月 5日) | 5,427 | 5,453 | 0.4198 | 0.4218 |
| 第17特定期間末 (2018年 8月 3日) | 4,536 | 4,561 | 0.3751 | 0.3771 |
| 第18特定期間末 (2019年 2月 4日) | 4,003 | 4,026 | 0.3542 | 0.3562 |
| 第19特定期間末 (2019年 8月 5日) | 3,806 | 3,827 | 0.3556 | 0.3576 |
| 2018年10月末日 | 4,070 | | 0.3499 | |
| 11月末日 | 4,243 | | 0.3669 | |
| 12月末日 | 3,976 | | 0.3465 | |
| 2019年 1月末日 | 4,013 | | 0.3551 | |
| 2月末日 | 4,057 | | 0.3614 | |
| 3月末日 | 4,092 | | 0.3662 | |
| 4月末日 | 4,075 | | 0.3690 | |
| 5月末日 | 3,978 | | 0.3620 | |
| 6月末日 | 4,004 | | 0.3670 | |
| 7月末日 | 3,972 | | 0.3703 | |
| 8月末日 | 3,593 | | 0.3379 | |
| 9月末日 | 3,758 | | 0.3567 | |
| 10月末日 | 3,768 | | 0.3624 | |

(注)分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

【分配の推移】

| 期 | 期間 | 1口当たりの分配金（円） |
|---------|-------------------------|--------------|
| 第1特定期間 | 2010年 2月26日～2010年 8月 3日 | 0.0300 |
| 第2特定期間 | 2010年 8月 4日～2011年 2月 3日 | 0.0900 |
| 第3特定期間 | 2011年 2月 4日～2011年 8月 3日 | 0.0900 |
| 第4特定期間 | 2011年 8月 4日～2012年 2月 3日 | 0.0820 |
| 第5特定期間 | 2012年 2月 4日～2012年 8月 3日 | 0.0750 |
| 第6特定期間 | 2012年 8月 4日～2013年 2月 4日 | 0.0600 |
| 第7特定期間 | 2013年 2月 5日～2013年 8月 5日 | 0.0600 |
| 第8特定期間 | 2013年 8月 6日～2014年 2月 3日 | 0.0600 |
| 第9特定期間 | 2014年 2月 4日～2014年 8月 4日 | 0.0600 |
| 第10特定期間 | 2014年 8月 5日～2015年 2月 3日 | 0.0600 |
| 第11特定期間 | 2015年 2月 4日～2015年 8月 3日 | 0.0480 |
| 第12特定期間 | 2015年 8月 4日～2016年 2月 3日 | 0.0300 |
| 第13特定期間 | 2016年 2月 4日～2016年 8月 3日 | 0.0160 |
| 第14特定期間 | 2016年 8月 4日～2017年 2月 3日 | 0.0120 |
| 第15特定期間 | 2017年 2月 4日～2017年 8月 3日 | 0.0120 |
| 第16特定期間 | 2017年 8月 4日～2018年 2月 5日 | 0.0120 |
| 第17特定期間 | 2018年 2月 6日～2018年 8月 3日 | 0.0120 |
| 第18特定期間 | 2018年 8月 4日～2019年 2月 4日 | 0.0120 |
| 第19特定期間 | 2019年 2月 5日～2019年 8月 5日 | 0.0120 |

【収益率の推移】

| 期 | 期間 | 収益率（％） |
|---------|-------------------------|--------|
| 第1特定期間 | 2010年 2月26日～2010年 8月 3日 | 1.66 |
| 第2特定期間 | 2010年 8月 4日～2011年 2月 3日 | 0.12 |
| 第3特定期間 | 2011年 2月 4日～2011年 8月 3日 | 0.26 |
| 第4特定期間 | 2011年 8月 4日～2012年 2月 3日 | 14.13 |
| 第5特定期間 | 2012年 2月 4日～2012年 8月 3日 | 3.37 |
| 第6特定期間 | 2012年 8月 4日～2013年 2月 4日 | 36.26 |
| 第7特定期間 | 2013年 2月 5日～2013年 8月 5日 | 10.02 |
| 第8特定期間 | 2013年 8月 6日～2014年 2月 3日 | 2.73 |
| 第9特定期間 | 2014年 2月 4日～2014年 8月 4日 | 9.95 |
| 第10特定期間 | 2014年 8月 5日～2015年 2月 3日 | 9.19 |
| 第11特定期間 | 2015年 2月 4日～2015年 8月 3日 | 9.33 |
| 第12特定期間 | 2015年 8月 4日～2016年 2月 3日 | 17.24 |
| 第13特定期間 | 2016年 2月 4日～2016年 8月 3日 | 1.62 |
| 第14特定期間 | 2016年 8月 4日～2017年 2月 3日 | 18.03 |

| | | |
|---------|-------------------------|-------|
| 第15特定期間 | 2017年 2月 4日～2017年 8月 3日 | 11.51 |
| 第16特定期間 | 2017年 8月 4日～2018年 2月 5日 | 8.27 |
| 第17特定期間 | 2018年 2月 6日～2018年 8月 3日 | 7.79 |
| 第18特定期間 | 2018年 8月 4日～2019年 2月 4日 | 2.37 |
| 第19特定期間 | 2019年 2月 5日～2019年 8月 5日 | 3.78 |

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

| 期 | 期間 | 設定口数（口） | 解約口数（口） |
|---------|-------------------------|-----------------|----------------|
| 第1特定期間 | 2010年 2月26日～2010年 8月 3日 | 7,840,040,731 | 1,748,269,192 |
| 第2特定期間 | 2010年 8月 4日～2011年 2月 3日 | 114,490,537,945 | 1,050,718,014 |
| 第3特定期間 | 2011年 2月 4日～2011年 8月 3日 | 11,505,853,926 | 16,959,376,056 |
| 第4特定期間 | 2011年 8月 4日～2012年 2月 3日 | 3,778,771,531 | 44,999,028,403 |
| 第5特定期間 | 2012年 2月 4日～2012年 8月 3日 | 3,875,507,194 | 19,488,506,220 |
| 第6特定期間 | 2012年 8月 4日～2013年 2月 4日 | 2,448,636,717 | 16,945,591,119 |
| 第7特定期間 | 2013年 2月 5日～2013年 8月 5日 | 1,555,202,385 | 12,807,570,208 |
| 第8特定期間 | 2013年 8月 6日～2014年 2月 3日 | 1,034,893,328 | 4,498,874,800 |
| 第9特定期間 | 2014年 2月 4日～2014年 8月 4日 | 1,811,270,530 | 3,043,263,046 |
| 第10特定期間 | 2014年 8月 5日～2015年 2月 3日 | 2,889,829,222 | 2,509,764,759 |
| 第11特定期間 | 2015年 2月 4日～2015年 8月 3日 | 2,557,865,390 | 3,707,967,727 |
| 第12特定期間 | 2015年 8月 4日～2016年 2月 3日 | 692,490,068 | 4,641,827,013 |
| 第13特定期間 | 2016年 2月 4日～2016年 8月 3日 | 337,147,761 | 4,443,891,774 |
| 第14特定期間 | 2016年 8月 4日～2017年 2月 3日 | 209,840,043 | 2,105,218,076 |
| 第15特定期間 | 2017年 2月 4日～2017年 8月 3日 | 298,093,092 | 2,570,572,665 |
| 第16特定期間 | 2017年 8月 4日～2018年 2月 5日 | 190,713,486 | 1,069,793,469 |
| 第17特定期間 | 2018年 2月 6日～2018年 8月 3日 | 86,182,330 | 917,561,886 |
| 第18特定期間 | 2018年 8月 4日～2019年 2月 4日 | 87,642,404 | 880,634,284 |
| 第19特定期間 | 2019年 2月 5日～2019年 8月 5日 | 77,167,036 | 674,653,628 |

(注)第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

【日興アッシュモア新興国財産3分法ファンド毎月分配型（中国元コース）】

以下の運用状況は2019年 8月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

| 資産の種類 | 国・地域 | 時価合計（円） | 投資比率（％） |
|-------|------|-------------|---------|
| 投資証券 | ガンジー | 110,116,639 | 96.90 |

| | | | |
|-----------------------|----|-------------|--------|
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 114,473 | 0.10 |
| コール・ローン等、その他資産（負債控除後） | | 3,413,961 | 3.00 |
| 合計（純資産総額） | | 113,645,073 | 100.00 |

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

| 国・地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量又は 額面総額 | 簿価 単価 (円) | 簿価 金額 (円) | 評価 単価 (円) | 評価 金額 (円) | 投資 比率 (%) |
|-------------------|---------------|--|--------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| ガー ン ジ ー | 投資証券 | アッシュモア・エマージング・マ ケッツ・トライアセット・ファン ド・リミテッド CNYクラス | 226,997,813 | 0.51 | 116,196,548 | 0.48 | 110,116,639 | 96.90 |
| 日本 | 親投資信託受 益証券 | マネー・アセット・マザーファンド | 113,972 | 1.0044 | 114,474 | 1.0044 | 114,473 | 0.10 |

ロ. 種類別の投資比率

| 種類 | 投資比率(%) |
|-----------|---------|
| 投資証券 | 96.90 |
| 親投資信託受益証券 | 0.10 |
| 合 計 | 97.00 |

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

| 期別 | 純資産総額（百万円） | | 1口当たり純資産額（円） | |
|------------------------|------------|-------|--------------|--------|
| | 分配落ち | 分配付き | 分配落ち | 分配付き |
| 第1特定期間末 (2010年 8月 3日) | 1,186 | 1,203 | 0.9796 | 0.9931 |
| 第2特定期間末 (2011年 2月 3日) | 2,324 | 2,359 | 0.8862 | 0.8997 |
| 第3特定期間末 (2011年 8月 3日) | 2,171 | 2,208 | 0.7807 | 0.7942 |
| 第4特定期間末 (2012年 2月 3日) | 1,409 | 1,435 | 0.6533 | 0.6653 |
| 第5特定期間末 (2012年 8月 3日) | 1,188 | 1,208 | 0.6002 | 0.6102 |
| 第6特定期間末 (2013年 2月 4日) | 1,055 | 1,069 | 0.7213 | 0.7313 |
| 第7特定期間末 (2013年 8月 5日) | 651 | 661 | 0.6476 | 0.6576 |
| 第8特定期間末 (2014年 2月 3日) | 618 | 628 | 0.5990 | 0.6090 |
| 第9特定期間末 (2014年 8月 4日) | 438 | 446 | 0.5696 | 0.5796 |
| 第10特定期間末 (2015年 2月 3日) | 383 | 389 | 0.5600 | 0.5700 |
| 第11特定期間末 (2015年 8月 3日) | 374 | 378 | 0.5752 | 0.5822 |
| 第12特定期間末 (2016年 2月 3日) | 209 | 211 | 0.4387 | 0.4427 |
| 第13特定期間末 (2016年 8月 3日) | 164 | 165 | 0.4184 | 0.4204 |
| 第14特定期間末 (2017年 2月 3日) | 169 | 169 | 0.4675 | 0.4695 |
| 第15特定期間末 (2017年 8月 3日) | 160 | 160 | 0.4953 | 0.4973 |
| 第16特定期間末 (2018年 2月 5日) | 158 | 159 | 0.5487 | 0.5507 |
| 第17特定期間末 (2018年 8月 3日) | 137 | 138 | 0.4848 | 0.4868 |
| 第18特定期間末 (2019年 2月 4日) | 132 | 133 | 0.4762 | 0.4782 |
| 第19特定期間末 (2019年 8月 5日) | 119 | 119 | 0.4538 | 0.4558 |
| 2018年 8月末日 | 136 | | 0.4778 | |
| 9月末日 | 138 | | 0.4904 | |
| 10月末日 | 132 | | 0.4680 | |
| 11月末日 | 134 | | 0.4751 | |
| 12月末日 | 127 | | 0.4532 | |
| 2019年 1月末日 | 133 | | 0.4769 | |
| 2月末日 | 133 | | 0.4874 | |
| 3月末日 | 130 | | 0.4795 | |
| 4月末日 | 133 | | 0.4872 | |
| 5月末日 | 125 | | 0.4653 | |
| 6月末日 | 124 | | 0.4702 | |
| 7月末日 | 123 | | 0.4716 | |
| 8月末日 | 113 | | 0.4318 | |

(注)分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

【分配の推移】

| 期 | 期間 | 1口当たりの分配金（円） |
|---------|-------------------------|--------------|
| 第1特定期間 | 2010年 2月26日～2010年 8月 3日 | 0.0270 |
| 第2特定期間 | 2010年 8月 4日～2011年 2月 3日 | 0.0810 |
| 第3特定期間 | 2011年 2月 4日～2011年 8月 3日 | 0.0810 |
| 第4特定期間 | 2011年 8月 4日～2012年 2月 3日 | 0.0750 |
| 第5特定期間 | 2012年 2月 4日～2012年 8月 3日 | 0.0700 |
| 第6特定期間 | 2012年 8月 4日～2013年 2月 4日 | 0.0600 |
| 第7特定期間 | 2013年 2月 5日～2013年 8月 5日 | 0.0600 |
| 第8特定期間 | 2013年 8月 6日～2014年 2月 3日 | 0.0600 |
| 第9特定期間 | 2014年 2月 4日～2014年 8月 4日 | 0.0600 |
| 第10特定期間 | 2014年 8月 5日～2015年 2月 3日 | 0.0600 |
| 第11特定期間 | 2015年 2月 4日～2015年 8月 3日 | 0.0480 |
| 第12特定期間 | 2015年 8月 4日～2016年 2月 3日 | 0.0300 |
| 第13特定期間 | 2016年 2月 4日～2016年 8月 3日 | 0.0160 |
| 第14特定期間 | 2016年 8月 4日～2017年 2月 3日 | 0.0120 |
| 第15特定期間 | 2017年 2月 4日～2017年 8月 3日 | 0.0120 |
| 第16特定期間 | 2017年 8月 4日～2018年 2月 5日 | 0.0120 |
| 第17特定期間 | 2018年 2月 6日～2018年 8月 3日 | 0.0120 |
| 第18特定期間 | 2018年 8月 4日～2019年 2月 4日 | 0.0120 |
| 第19特定期間 | 2019年 2月 5日～2019年 8月 5日 | 0.0120 |

【収益率の推移】

| 期 | 期間 | 収益率（％） |
|---------|-------------------------|--------|
| 第1特定期間 | 2010年 2月26日～2010年 8月 3日 | 0.66 |
| 第2特定期間 | 2010年 8月 4日～2011年 2月 3日 | 1.27 |
| 第3特定期間 | 2011年 2月 4日～2011年 8月 3日 | 2.76 |
| 第4特定期間 | 2011年 8月 4日～2012年 2月 3日 | 6.71 |
| 第5特定期間 | 2012年 2月 4日～2012年 8月 3日 | 2.59 |
| 第6特定期間 | 2012年 8月 4日～2013年 2月 4日 | 30.17 |
| 第7特定期間 | 2013年 2月 5日～2013年 8月 5日 | 1.90 |
| 第8特定期間 | 2013年 8月 6日～2014年 2月 3日 | 1.76 |
| 第9特定期間 | 2014年 2月 4日～2014年 8月 4日 | 5.11 |
| 第10特定期間 | 2014年 8月 5日～2015年 2月 3日 | 8.85 |
| 第11特定期間 | 2015年 2月 4日～2015年 8月 3日 | 11.29 |
| 第12特定期間 | 2015年 8月 4日～2016年 2月 3日 | 18.52 |
| 第13特定期間 | 2016年 2月 4日～2016年 8月 3日 | 0.98 |

| | | |
|---------|-------------------------|-------|
| 第14特定期間 | 2016年 8月 4日～2017年 2月 3日 | 14.60 |
| 第15特定期間 | 2017年 2月 4日～2017年 8月 3日 | 8.51 |
| 第16特定期間 | 2017年 8月 4日～2018年 2月 5日 | 13.20 |
| 第17特定期間 | 2018年 2月 6日～2018年 8月 3日 | 9.46 |
| 第18特定期間 | 2018年 8月 4日～2019年 2月 4日 | 0.70 |
| 第19特定期間 | 2019年 2月 5日～2019年 8月 5日 | 2.18 |

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

| 期 | 期間 | 設定口数（口） | 解約口数（口） |
|---------|-------------------------|---------------|-------------|
| 第1特定期間 | 2010年 2月26日～2010年 8月 3日 | 1,554,679,284 | 343,023,903 |
| 第2特定期間 | 2010年 8月 4日～2011年 2月 3日 | 1,668,520,130 | 257,598,970 |
| 第3特定期間 | 2011年 2月 4日～2011年 8月 3日 | 807,352,610 | 648,836,338 |
| 第4特定期間 | 2011年 8月 4日～2012年 2月 3日 | 274,584,237 | 897,700,532 |
| 第5特定期間 | 2012年 2月 4日～2012年 8月 3日 | 378,089,960 | 555,306,684 |
| 第6特定期間 | 2012年 8月 4日～2013年 2月 4日 | 203,413,561 | 721,393,609 |
| 第7特定期間 | 2013年 2月 5日～2013年 8月 5日 | 170,332,924 | 626,865,437 |
| 第8特定期間 | 2013年 8月 6日～2014年 2月 3日 | 171,337,525 | 144,685,564 |
| 第9特定期間 | 2014年 2月 4日～2014年 8月 4日 | 106,445,541 | 369,460,754 |
| 第10特定期間 | 2014年 8月 5日～2015年 2月 3日 | 89,771,766 | 175,509,307 |
| 第11特定期間 | 2015年 2月 4日～2015年 8月 3日 | 137,970,450 | 171,675,767 |
| 第12特定期間 | 2015年 8月 4日～2016年 2月 3日 | 60,987,816 | 233,392,285 |
| 第13特定期間 | 2016年 2月 4日～2016年 8月 3日 | 26,081,188 | 111,124,606 |
| 第14特定期間 | 2016年 8月 4日～2017年 2月 3日 | 3,991,606 | 35,300,566 |
| 第15特定期間 | 2017年 2月 4日～2017年 8月 3日 | 3,695,175 | 41,719,131 |
| 第16特定期間 | 2017年 8月 4日～2018年 2月 5日 | 32,086,586 | 66,190,593 |
| 第17特定期間 | 2018年 2月 6日～2018年 8月 3日 | 3,427,758 | 8,719,746 |
| 第18特定期間 | 2018年 8月 4日～2019年 2月 4日 | 2,314,999 | 7,303,716 |
| 第19特定期間 | 2019年 2月 5日～2019年 8月 5日 | 2,500,931 | 18,978,299 |

(注)第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

【日興アッシュモア新興国財産3分法ファンド毎月分配型（ネクストBRICS通貨コース）】

以下の運用状況は2019年 8月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

| 資産の種類 | 国・地域 | 時価合計（円） | 投資比率（％） |
|-------|------|---------|---------|
|-------|------|---------|---------|

| | | | |
|-----------------------|-------|------------|--------|
| 投資証券 | ガーンジー | 78,442,079 | 97.91 |
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 81,094 | 0.10 |
| コール・ローン等、その他資産（負債控除後） | | 1,591,003 | 1.99 |
| 合計（純資産総額） | | 80,114,176 | 100.00 |

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

| 国・地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量又は 額面総額 | 簿価 単価 (円) | 簿価 金額 (円) | 評価 単価 (円) | 評価 金額 (円) | 投資 比率 (%) |
|-------|-----------|--|--------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| ガーンジー | 投資証券 | アッシュモア・エマージング・マーケット・トライアセット・ファンド・リミテッド New EMカレンシズ・クラス | 177,270,236 | 0.46 | 83,136,507 | 0.44 | 78,442,079 | 97.91 |
| 日本 | 親投資信託受益証券 | マネー・アセット・マザーファンド | 80,739 | 1.0044 | 81,095 | 1.0044 | 81,094 | 0.10 |

ロ. 種類別の投資比率

| 種類 | 投資比率(%) |
|-----------|---------|
| 投資証券 | 97.91 |
| 親投資信託受益証券 | 0.10 |
| 合計 | 98.01 |

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

| 期別 | 純資産総額（百万円） | | 1口当たり純資産額(円) | |
|------------------------|------------|------|--------------|--------|
| | 分配落ち | 分配付き | 分配落ち | 分配付き |
| 第1特定期間末 (2011年 8月 3日) | 827 | 840 | 0.9048 | 0.9198 |
| 第2特定期間末 (2012年 2月 3日) | 662 | 674 | 0.7201 | 0.7331 |
| 第3特定期間末 (2012年 8月 3日) | 727 | 738 | 0.6572 | 0.6672 |
| 第4特定期間末 (2013年 2月 4日) | 518 | 525 | 0.7882 | 0.7982 |
| 第5特定期間末 (2013年 8月 5日) | 833 | 845 | 0.6934 | 0.7034 |
| 第6特定期間末 (2014年 2月 3日) | 712 | 723 | 0.6032 | 0.6132 |
| 第7特定期間末 (2014年 8月 4日) | 666 | 677 | 0.6121 | 0.6221 |
| 第8特定期間末 (2015年 2月 3日) | 433 | 441 | 0.5712 | 0.5812 |
| 第9特定期間末 (2015年 8月 3日) | 249 | 252 | 0.5563 | 0.5633 |
| 第10特定期間末 (2016年 2月 3日) | 148 | 149 | 0.4092 | 0.4132 |
| 第11特定期間末 (2016年 8月 3日) | 124 | 125 | 0.4090 | 0.4110 |
| 第12特定期間末 (2017年 2月 3日) | 117 | 117 | 0.4498 | 0.4518 |
| 第13特定期間末 (2017年 8月 3日) | 135 | 135 | 0.4911 | 0.4931 |
| 第14特定期間末 (2018年 2月 5日) | 141 | 142 | 0.5313 | 0.5333 |
| 第15特定期間末 (2018年 8月 3日) | 111 | 111 | 0.4562 | 0.4582 |
| 第16特定期間末 (2019年 2月 4日) | 97 | 97 | 0.4545 | 0.4565 |
| 第17特定期間末 (2019年 8月 5日) | 84 | 84 | 0.4368 | 0.4388 |
| 2018年 8月末日 | 100 | | 0.4113 | |
| 9月末日 | 104 | | 0.4437 | |
| 10月末日 | 101 | | 0.4306 | |
| 11月末日 | 104 | | 0.4529 | |
| 12月末日 | 90 | | 0.4233 | |
| 2019年 1月末日 | 96 | | 0.4500 | |
| 2月末日 | 100 | | 0.4560 | |
| 3月末日 | 94 | | 0.4385 | |
| 4月末日 | 93 | | 0.4453 | |
| 5月末日 | 91 | | 0.4352 | |
| 6月末日 | 93 | | 0.4469 | |
| 7月末日 | 88 | | 0.4562 | |
| 8月末日 | 80 | | 0.4140 | |

(注)分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

【分配の推移】

| 期 | 期間 | 1口当たりの分配金（円） |
|---------|-------------------------|--------------|
| 第1特定期間 | 2011年 3月 2日～2011年 8月 3日 | 0.0750 |
| 第2特定期間 | 2011年 8月 4日～2012年 2月 3日 | 0.0820 |
| 第3特定期間 | 2012年 2月 4日～2012年 8月 3日 | 0.0750 |
| 第4特定期間 | 2012年 8月 4日～2013年 2月 4日 | 0.0600 |
| 第5特定期間 | 2013年 2月 5日～2013年 8月 5日 | 0.0600 |
| 第6特定期間 | 2013年 8月 6日～2014年 2月 3日 | 0.0600 |
| 第7特定期間 | 2014年 2月 4日～2014年 8月 4日 | 0.0600 |
| 第8特定期間 | 2014年 8月 5日～2015年 2月 3日 | 0.0600 |
| 第9特定期間 | 2015年 2月 4日～2015年 8月 3日 | 0.0480 |
| 第10特定期間 | 2015年 8月 4日～2016年 2月 3日 | 0.0300 |
| 第11特定期間 | 2016年 2月 4日～2016年 8月 3日 | 0.0160 |
| 第12特定期間 | 2016年 8月 4日～2017年 2月 3日 | 0.0120 |
| 第13特定期間 | 2017年 2月 4日～2017年 8月 3日 | 0.0120 |
| 第14特定期間 | 2017年 8月 4日～2018年 2月 5日 | 0.0120 |
| 第15特定期間 | 2018年 2月 6日～2018年 8月 3日 | 0.0120 |
| 第16特定期間 | 2018年 8月 4日～2019年 2月 4日 | 0.0120 |
| 第17特定期間 | 2019年 2月 5日～2019年 8月 5日 | 0.0120 |

【収益率の推移】

| 期 | 期間 | 収益率（％） |
|---------|-------------------------|--------|
| 第1特定期間 | 2011年 3月 2日～2011年 8月 3日 | 2.02 |
| 第2特定期間 | 2011年 8月 4日～2012年 2月 3日 | 11.35 |
| 第3特定期間 | 2012年 2月 4日～2012年 8月 3日 | 1.68 |
| 第4特定期間 | 2012年 8月 4日～2013年 2月 4日 | 29.06 |
| 第5特定期間 | 2013年 2月 5日～2013年 8月 5日 | 4.42 |
| 第6特定期間 | 2013年 8月 6日～2014年 2月 3日 | 4.36 |
| 第7特定期間 | 2014年 2月 4日～2014年 8月 4日 | 11.42 |
| 第8特定期間 | 2014年 8月 5日～2015年 2月 3日 | 3.12 |
| 第9特定期間 | 2015年 2月 4日～2015年 8月 3日 | 5.79 |
| 第10特定期間 | 2015年 8月 4日～2016年 2月 3日 | 21.05 |
| 第11特定期間 | 2016年 2月 4日～2016年 8月 3日 | 3.86 |
| 第12特定期間 | 2016年 8月 4日～2017年 2月 3日 | 12.91 |
| 第13特定期間 | 2017年 2月 4日～2017年 8月 3日 | 11.85 |
| 第14特定期間 | 2017年 8月 4日～2018年 2月 5日 | 10.63 |
| 第15特定期間 | 2018年 2月 6日～2018年 8月 3日 | 11.88 |
| 第16特定期間 | 2018年 8月 4日～2019年 2月 4日 | 2.26 |

| | | |
|---------|-------------------------|------|
| 第17特定期間 | 2019年 2月 5日～2019年 8月 5日 | 1.25 |
|---------|-------------------------|------|

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

| 期 | 期間 | 設定口数（口） | 解約口数（口） |
|---------|-------------------------|-------------|-------------|
| 第1特定期間 | 2011年 3月 2日～2011年 8月 3日 | 966,736,547 | 52,685,048 |
| 第2特定期間 | 2011年 8月 4日～2012年 2月 3日 | 306,432,890 | 300,622,504 |
| 第3特定期間 | 2012年 2月 4日～2012年 8月 3日 | 735,663,753 | 548,042,791 |
| 第4特定期間 | 2012年 8月 4日～2013年 2月 4日 | 314,644,397 | 764,306,966 |
| 第5特定期間 | 2013年 2月 5日～2013年 8月 5日 | 821,656,309 | 277,336,424 |
| 第6特定期間 | 2013年 8月 6日～2014年 2月 3日 | 183,742,476 | 205,474,012 |
| 第7特定期間 | 2014年 2月 4日～2014年 8月 4日 | 86,130,092 | 177,061,348 |
| 第8特定期間 | 2014年 8月 5日～2015年 2月 3日 | 30,851,173 | 361,408,019 |
| 第9特定期間 | 2015年 2月 4日～2015年 8月 3日 | 21,054,961 | 332,271,739 |
| 第10特定期間 | 2015年 8月 4日～2016年 2月 3日 | 28,687,644 | 113,352,715 |
| 第11特定期間 | 2016年 2月 4日～2016年 8月 3日 | 1,171,344 | 58,930,621 |
| 第12特定期間 | 2016年 8月 4日～2017年 2月 3日 | 18,535,200 | 63,236,712 |
| 第13特定期間 | 2017年 2月 4日～2017年 8月 3日 | 19,529,869 | 4,913,759 |
| 第14特定期間 | 2017年 8月 4日～2018年 2月 5日 | 25,304,560 | 34,116,794 |
| 第15特定期間 | 2018年 2月 6日～2018年 8月 3日 | 4,217,430 | 26,444,251 |
| 第16特定期間 | 2018年 8月 4日～2019年 2月 4日 | 651,271 | 30,794,071 |
| 第17特定期間 | 2019年 2月 5日～2019年 8月 5日 | 6,700,267 | 27,253,748 |

(注)第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

参考情報

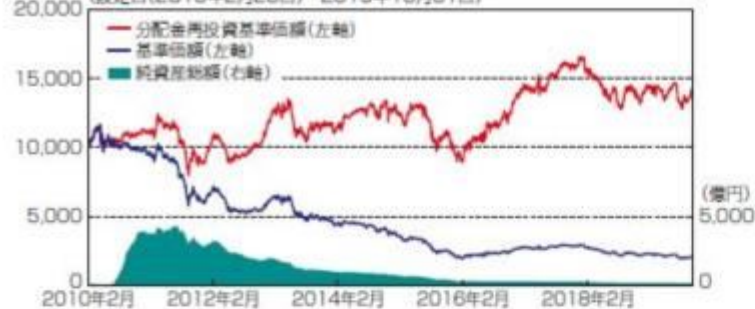


2019年10月31日現在

基準価額・純資産の推移

<(ブラジルリアルコース)>

(円) (設定日(2010年2月26日)～2019年10月31日)



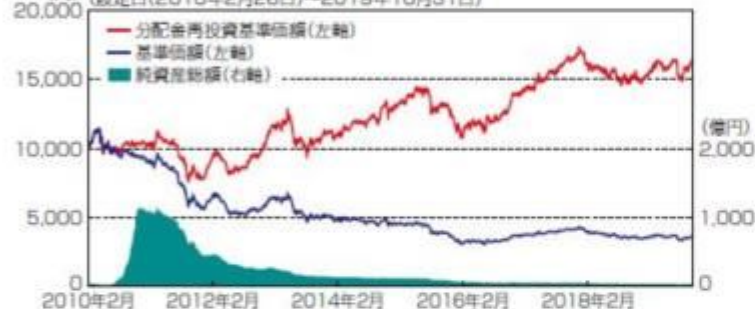
基準価額……………2,084円

純資産総額……………147.99億円

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。
※分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を再投資したもとして計算した理論上のものであることにご留意ください。

<(インドルビーコース)>

(円) (設定日(2010年2月26日)～2019年10月31日)



基準価額……………3,624円

純資産総額……………37.68億円

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。
※分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を再投資したもとして計算した理論上のものであることにご留意ください。

分配の推移(税引前、1万口当たり)

<(ブラジルリアルコース)>

| 2019年6月 | 2019年7月 | 2019年8月 | 2019年9月 | 2019年10月 | 直近1年間累計 | 設定来累計 |
|---------|---------|---------|---------|----------|---------|--------|
| 20円 | 20円 | 20円 | 20円 | 20円 | 240円 | 9,520円 |

<(インドルビーコース)>

| 2019年6月 | 2019年7月 | 2019年8月 | 2019年9月 | 2019年10月 | 直近1年間累計 | 設定来累計 |
|---------|---------|---------|---------|----------|---------|--------|
| 20円 | 20円 | 20円 | 20円 | 20円 | 240円 | 8,370円 |

主要な資産の状況

<資産構成比率>

| 資産構成比率 | ブラジルリアルコース | インドルビーコース |
|---|-------------------|-------------------|
| アッシュモア・エマージング・マーケット・トライアセット・ファンド・リミテッドの各クラス | (BRLクラス) 97.0% | (INRクラス) 98.0% |
| マネー・アセット・マザー・ファンド | 0.1% | 0.1% |
| 現金その他 | 2.9% | 1.9% |

※各コース毎の純資産総額比率です。

※BRLクラス、INRクラスの為替取引前のポートフォリオの内容は同一です。

※直近の追加設定が計理処理上、純資産総額に反映されないことなどにより投資先ファンドの比率が100%超となり、「現金その他」の比率がマイナスになることがあります。

＜アッシュモア・エマージング・マーケット・トライアセット・ファンド・リミテッドの各クラスの内容＞

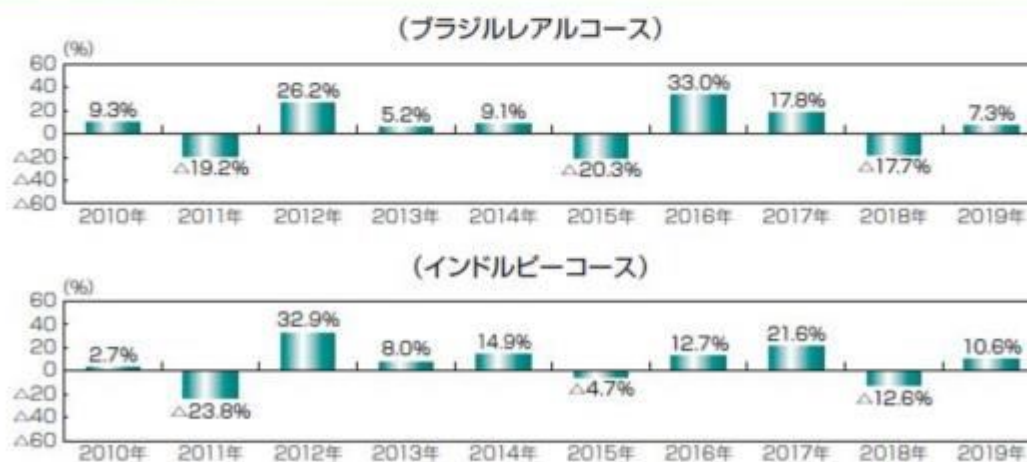
| 投資対象 | 比率 ^{※1} | 国別構成比率 | | 通貨別構成比(為替取引前) | | 種類・業種別構成比 | |
|------|------------------|--------|------------------|---------------|------------------|-----------|------------------|
| | | 国名 | 比率 ^{※2} | 通貨名 | 比率 ^{※2} | 種類・業種 | 比率 ^{※2} |
| 債券 | 55.5% | ブラジル | 33.5% | アメリカドル | 100.0% | ソブリン債等 | 0.0% |
| | | ウクライナ | 9.9% | その他 | 0.0% | 社債(通信) | 33.3% |
| | | メキシコ | 8.1% | | | 社債(エネルギー) | 26.4% |
| | | イスラエル | 7.5% | | | 社債(基礎資材) | 14.7% |
| | | ジャマイカ | 7.5% | | | 社債(その他) | 25.6% |
| | | その他 | 33.6% | | | 現金その他 | 0.0% |
| 株式 | 27.5% | 中国 | 22.6% | アメリカドル | 40.4% | 金融 | 31.8% |
| | | 韓国 | 15.7% | 香港ドル | 17.1% | テクノロジー | 28.2% |
| | | ブラジル | 12.7% | 韓国ウォン | 11.6% | エネルギー | 11.1% |
| | | インド | 9.5% | 新台幣ドル | 6.3% | 通信 | 10.3% |
| | | 台湾 | 8.2% | ブラジルレアル | 5.1% | 工業 | 6.0% |
| | | その他 | 31.3% | その他 | 19.5% | その他 | 12.6% |
| 不動産 | 11.9% | 中国 | 100.0% | アメリカドル | 88.5% | REIT | 0.0% |
| | | その他 | 0.0% | 香港ドル | 11.5% | 不動産関連株式 | 11.5% |
| | | | | その他 | 0.0% | 不動産関連債券 | 88.5% |
| | | | | | | その他 | 0.0% |
| その他 | 5.1% | | | | | | |

※1 当外国投資法人の純資産総額比です。

※2 各投資対象資産内での純資産総額比です。

●上記は、アッシュモア・インベストメント・アドバイザーズ・リミテッドより提供された情報です。

年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。

※当ファンドには、ベンチマークはありません。

※2010年は、設定時から2010年末までの騰落率です。

※2019年は、2019年10月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

＜訂正前＞

(3)スイッチング

- ・スイッチングとは、保有しているファンドを売却し、その売却代金をもって他のファンドを取得するこ

とで、売却するファンドと取得するファンドを同時に申込みいただきます。

- ・申込みの際に、スイッチングの旨をご指示ください。
 - ・以下のファンド間でスイッチングを行なうことができます。
 - 日興アッシュモア新興国財産3分法ファンド毎月分配型（ブラジルリアルコース）
 - 日興アッシュモア新興国財産3分法ファンド毎月分配型（インドルピーコース）
 - 日興アッシュモア新興国財産3分法ファンド毎月分配型（中国元コース）
 - 日興アッシュモア新興国財産3分法ファンド毎月分配型（ネクストB R I C s 通貨コース）
 - 日興マネー・アセット・ファンド
- （中国元コース）および（ネクストB R I C s 通貨コース）は、2020年2月3日をもって信託期間が終了

いたします。

（略）

<訂正後>

（3）スイッチング

- ・スイッチングとは、保有しているファンドを売却し、その売却代金をもって他のファンドを取得することで、売却するファンドと取得するファンドを同時に申込みいただきます。
- ・申込みの際に、スイッチングの旨をご指示ください。
- ・以下のファンド間でスイッチングを行なうことができます。
 - 日興アッシュモア新興国財産3分法ファンド毎月分配型（ブラジルリアルコース）
 - 日興アッシュモア新興国財産3分法ファンド毎月分配型（インドルピーコース）
 - 日興マネー・アセット・ファンド

（略）

<訂正前>

（10）受付の中止および取消

- ・（略）
 - ・委託会社は、当ファンドのスイッチング元となる以下のファンド（当ファンドを除きます。）が解約請求の実行を停止した場合で、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、解約請求の実行の停止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に当該スイッチングの申込みを受け付けたものとして取り扱います。
 - 日興アッシュモア新興国財産3分法ファンド毎月分配型（ブラジルリアルコース）
 - 日興アッシュモア新興国財産3分法ファンド毎月分配型（インドルピーコース）
 - 日興アッシュモア新興国財産3分法ファンド毎月分配型（中国元コース）
 - 日興アッシュモア新興国財産3分法ファンド毎月分配型（ネクストB R I C s 通貨コース）
 - 日興マネー・アセット・ファンド
- （中国元コース）および（ネクストB R I C s 通貨コース）は、2020年2月3日をもって信託期間が終了

いたします。

<訂正後>

（10）受付の中止および取消

- ・（略）
- ・委託会社は、当ファンドのスイッチング元となる以下のファンド（当ファンドを除きます。）が解約請求の実行を停止した場合で、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、解約請求の実行の停止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に当該スイッチングの申込みを受け付けたものとして取り扱います。
 - 日興アッシュモア新興国財産3分法ファンド毎月分配型（ブラジルリアルコース）
 - 日興アッシュモア新興国財産3分法ファンド毎月分配型（インドルピーコース）
 - 日興マネー・アセット・ファンド

2【換金（解約）手続等】

< 解約請求による換金 >

< 訂正前 >

(5) 解約価額

< ブラジルリアルコース / インドルピーコース >

解約請求受付日が2020年1月30日以前の場合

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.25%の率を乗じて得た額）を控除した価額とします。

解約請求受付日が2020年1月31日以降の場合

解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

< 中国元コース / ネクストBRICS通貨コース >

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.25%の率を乗じて得た額）を控除した価額とします。

（略）

< 訂正後 >

(5) 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

（略）

< 訂正前 >

(9) 受付の中止および取消

・（略）

・委託会社は、当ファンドのスイッチング先となる以下のファンド（当ファンドを除きます。）が取得の申込みの受付を行なわない措置を取ったときは、原則として当該スイッチングの受付を停止します。スイッチングの受付を停止した場合には、受益者は当該受付停止当日およびその前営業日のスイッチングの申込みを撤回できます。ただし、受益者がそのスイッチングの申込みを撤回しない場合には、当該受付停止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けられない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）にスイッチングを受け付けたものとして取り扱います。

日興アッシュモア新興国財産3分法ファンド毎月分配型（ブラジルリアルコース）

日興アッシュモア新興国財産3分法ファンド毎月分配型（インドルピーコース）

日興アッシュモア新興国財産3分法ファンド毎月分配型（中国元コース）

日興アッシュモア新興国財産3分法ファンド毎月分配型（ネクストBRICS通貨コース）

日興マネー・アセット・ファンド

（中国元コース）および（ネクストBRICS通貨コース）は、2020年2月3日をもって信託期間が終了いたします。

< 訂正後 >

(9) 受付の中止および取消

・（略）

・委託会社は、当ファンドのスイッチング先となる以下のファンド（当ファンドを除きます。）が取得の申込みの受付を行なわない措置を取ったときは、原則として当該スイッチングの受付を停止します。スイッチングの受付を停止した場合には、受益者は当該受付停止当日およびその前営業日のスイッチングの申込みを撤回できます。ただし、受益者がそのスイッチングの申込みを撤回しない場合には、当該受付停止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けられない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）にスイッチングを受け付けたものとして取り扱います。

日興アッシュモア新興国財産3分法ファンド毎月分配型(ブラジルリアルコース)

日興アッシュモア新興国財産3分法ファンド毎月分配型(インドルピーコース)

日興マネー・アセット・ファンド

3【資産管理等の概要】

(3)【信託期間】

<訂正前>

<ブラジルリアルコース/インドルピーコース>

2025年2月3日までとします(2010年2月26日設定)。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

<中国元コース>

2020年2月3日までとします(2010年2月26日設定)。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

<ネクストBRICS通貨コース>

2020年2月3日までとします(2011年3月2日設定)。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

<訂正後>

2025年2月3日までとします(2010年2月26日設定)。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

第3【ファンドの経理状況】

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2019年10月31日現在です。

【日興アッシュモア新興国財産3分法ファンド毎月分配型（ブラジルリアルコース）】

【純資産額計算書】

| | |
|----------------|-----------------|
| 資産総額 | 14,881,502,778円 |
| 負債総額 | 81,752,167円 |
| 純資産総額（ - ） | 14,799,750,611円 |
| 発行済口数 | 71,015,265,577口 |
| 1口当たり純資産額（ / ） | 0.2084円 |

【日興アッシュモア新興国財産3分法ファンド毎月分配型（インドルピーコース）】

【純資産額計算書】

| | |
|----------------|-----------------|
| 資産総額 | 3,785,746,758円 |
| 負債総額 | 17,445,945円 |
| 純資産総額（ - ） | 3,768,300,813円 |
| 発行済口数 | 10,398,527,469口 |
| 1口当たり純資産額（ / ） | 0.3624円 |

【日興アッシュモア新興国財産3分法ファンド毎月分配型（中国元コース）】

【純資産額計算書】

以下のファンドの現況は2019年8月30日現在です。

| | |
|----------------|--------------|
| 資産総額 | 113,799,241円 |
| 負債総額 | 154,168円 |
| 純資産総額（ - ） | 113,645,073円 |
| 発行済口数 | 263,178,279口 |
| 1口当たり純資産額（ / ） | 0.4318円 |

【日興アッシュモア新興国財産3分法ファンド毎月分配型（ネクストBRICS通貨コース）】

【純資産額計算書】

以下のファンドの現況は2019年 8月30日現在です。

| | |
|----------------|--------------|
| 資産総額 | 80,224,813円 |
| 負債総額 | 110,637円 |
| 純資産総額（ - ） | 80,114,176円 |
| 発行済口数 | 193,510,154口 |
| 1口当たり純資産額（ / ） | 0.4140円 |

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

<更新後>

(1) 資本金の額

| | | |
|-------------|----------|-----------------|
| 2019年10月末現在 | 資本金 | 17,363,045,900円 |
| | 発行可能株式総数 | 230,000,000株 |
| | 発行済株式総数 | 197,012,500株 |

過去5年間における主な資本金の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の意思決定機関（2019年10月末現在）

・株主総会

株主総会は、取締役の選任および定款変更に係る決議などの株式会社の基本的な方針や重要な事項の決定を行ないます。

当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、その権利を行使することができる株主とみなし、毎年3月31日（事業年度の終了）から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集します。

・取締役会

取締役会は、業務執行の決定を行い、取締役の職務の執行の監督をします。また、取締役会の決議によって重要な業務執行（会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができます。

当社の取締役会は10名以内の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び5名以内の監査等委員である取締役で構成され、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。取締役会はその決議をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、代表取締役若干名を選定します。

・監査等委員会

当社の監査等委員会は、5名以内の監査等委員である取締役で構成され、監査等委員である取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。監査等委員会は、その決議をもって、監査等委員の中から、常勤の監査等委員を選定します。

(3) 運用の意思決定プロセス（2019年10月末現在）

1. 投資委員会にて、国内外の経済見通し、市況見通しおよび資産配分の基本方針を決定します。
2. 各運用部門は、投資委員会の決定に基づき、個別資産および資産配分戦略に係る具体的な運用方針を策定します。
3. 各運用部門のファンドマネージャーは、上記方針を受け、個別ファンドのガイドラインおよびそれぞれの運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。
4. トレーディング部門は、社会的信用力、情報提供力、執行対応力において最適と判断し得る発注業者、発注方針などを決定します。その上で、トレーダーは、最良執行のプロセスに則り売買を執行します。
5. 運用状況の評価・分析および運用リスク管理、ならびに法令など遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理/コンプライアンス業務担当部門が担当し、これを運用部門にフィードバックすることにより、適切な運用体制を維持できるように努めています。

2【事業の内容及び営業の概況】

<更新後>

- ・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。
- ・委託会社の運用する、2019年10月末現在の投資信託などは次の通りです。

| 種 類 | ファンド本数 | 純資産額 (単位：億円) |
|---------|--------|-----------------|
| 投資信託総合計 | 831 | 196,697 |
| 株式投資信託 | 784 | 169,352 |
| 単位型 | 254 | 9,002 |
| 追加型 | 530 | 160,350 |
| 公社債投資信託 | 47 | 27,344 |
| 単位型 | 33 | 879 |
| 追加型 | 14 | 26,464 |

3【委託会社等の経理状況】

<更新後>

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)に基づいて作成しております。
また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条及び第57条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第60期事業年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。
また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第61期中間会計期間(2019年4月1日から2019年9月30日まで)の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：百万円)

| | 第59期 (2018年3月31日) | | 第60期 (2019年3月31日) | |
|-----------|----------------------|--------|----------------------|--------|
| 資産の部 | | | | |
| 流動資産 | | | | |
| 現金・預金 | 3 | 14,024 | 3 | 20,680 |
| 有価証券 | | 19 | | 1 |
| 前払費用 | | 551 | | 495 |
| 未収入金 | | 73 | | 38 |
| 未収委託者報酬 | | 15,873 | | 16,867 |
| 未収収益 | 3 | 3,174 | 3 | 618 |
| 関係会社短期貸付金 | | 1,128 | | 2,408 |
| 立替金 | | 2,776 | | 791 |
| その他 | 2,3 | 4,179 | 2 | 869 |
| 流動資産合計 | | 41,800 | | 42,769 |
| 固定資産 | | | | |

| | | | | |
|------------|---|--------|---|--------|
| 有形固定資産 | | | | |
| 建物 | 1 | 68 | 1 | 136 |
| 器具備品 | 1 | 122 | 1 | 137 |
| 有形固定資産合計 | | 191 | | 274 |
| 無形固定資産 | | | | |
| ソフトウェア | | 99 | | 107 |
| 無形固定資産合計 | | 99 | | 107 |
| 投資その他の資産 | | | | |
| 投資有価証券 | | 14,103 | | 16,755 |
| 関係会社株式 | | 25,769 | | 25,769 |
| 長期差入保証金 | | 490 | | 447 |
| 長期前払費用 | | 0 | | - |
| 繰延税金資産 | | 1,504 | | 1,913 |
| 投資その他の資産合計 | | 41,868 | | 44,886 |
| 固定資産合計 | | 42,159 | | 45,268 |
| 資産合計 | | 83,959 | | 88,038 |

(単位：百万円)

| | | 第59期 (2018年3月31日) | | 第60期 (2019年3月31日) |
|---------|---|----------------------|---|----------------------|
| 負債の部 | | | | |
| 流動負債 | | | | |
| 預り金 | 3 | 3,804 | | 354 |
| 未払金 | | 5,874 | | 6,112 |
| 未払収益分配金 | | 7 | | 7 |
| 未払償還金 | | 91 | | 71 |
| 未払手数料 | 3 | 5,124 | 3 | 5,299 |
| その他未払金 | | 651 | | 734 |
| 未払費用 | 3 | 4,634 | 3 | 3,897 |
| 未払法人税等 | | 2,185 | | 2,382 |
| 未払消費税等 | 4 | 788 | 4 | 621 |
| 賞与引当金 | | 2,286 | | 2,680 |
| 役員賞与引当金 | | 198 | | 210 |
| その他 | | 41 | 3 | 172 |
| 流動負債合計 | | 19,813 | | 16,431 |
| 固定負債 | | | | |
| 退職給付引当金 | | 1,316 | | 1,405 |
| その他 | | 318 | | 629 |
| 固定負債合計 | | 1,634 | | 2,035 |
| 負債合計 | | 21,448 | | 18,466 |
| 純資産の部 | | | | |
| 株主資本 | | | | |
| 資本金 | | 17,363 | | 17,363 |
| 資本剰余金 | | | | |
| 資本準備金 | | 5,220 | | 5,220 |
| 資本剰余金合計 | | 5,220 | | 5,220 |
| 利益剰余金 | | | | |

| | | |
|--------------|--------|--------|
| その他利益剰余金 | | |
| 繰越利益剰余金 | 39,959 | 47,142 |
| 利益剰余金合計 | 39,959 | 47,142 |
| 自己株式 | 786 | 833 |
| 株主資本合計 | 61,756 | 68,891 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 408 | 493 |
| 繰延ヘッジ損益 | 346 | 185 |
| 評価・換算差額等合計 | 754 | 679 |
| 純資産合計 | 62,511 | 69,571 |
| 負債純資産合計 | 83,959 | 88,038 |

(2) 【損益計算書】

(単位：百万円)

| | 第59期 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日) | 第60期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) |
|------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 営業収益 | | |
| 委託者報酬 | 70,609 | 77,264 |
| その他営業収益 | 5,398 | 3,063 |
| 営業収益合計 | 76,008 | 80,328 |
| 営業費用 | | |
| 支払手数料 | 30,448 | 32,834 |
| 広告宣伝費 | 973 | 960 |
| 公告費 | 2 | 2 |
| 調査費 | 18,132 | 18,251 |
| 調査費 | 862 | 890 |
| 委託調査費 | 17,241 | 17,333 |
| 図書費 | 28 | 27 |
| 委託計算費 | 520 | 541 |
| 営業雑経費 | 740 | 794 |
| 通信費 | 173 | 128 |
| 印刷費 | 348 | 334 |
| 協会費 | 68 | 69 |
| 諸会費 | 24 | 19 |
| その他 | 125 | 243 |
| 営業費用計 | 50,817 | 53,385 |
| 一般管理費 | | |
| 給料 | 9,096 | 9,783 |
| 役員報酬 | 507 | 241 |
| 役員賞与引当金繰入額 | 198 | 210 |
| 給料・手当 | 6,083 | 6,589 |
| 賞与 | 20 | 61 |
| 賞与引当金繰入額 | 2,286 | 2,680 |
| 交際費 | 99 | 92 |
| 寄付金 | 16 | 13 |
| 旅費交通費 | 455 | 476 |
| 租税公課 | 424 | 428 |
| 不動産賃借料 | 890 | 888 |
| 退職給付費用 | 355 | 378 |
| 退職金 | 24 | 52 |

| | | |
|-----------|--------|--------|
| 固定資産減価償却費 | 152 | 108 |
| 福利費 | 974 | 1,071 |
| 諸経費 | 3,175 | 3,106 |
| 一般管理費計 | 15,664 | 16,401 |
| 営業利益 | 9,526 | 10,540 |

(単位：百万円)

| | 第59期 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日) | | 第60期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) | |
|----------------|---------------------------------------|--------|---------------------------------------|--------|
| 営業外収益 | | | | |
| 受取利息 | | 26 | | 37 |
| 受取配当金 | 1 | 1,120 | 1 | 1,865 |
| 有価証券償還益 | | 1 | | 1 |
| デリバティブ収益 | | - | 1 | 142 |
| 時効成立分配金・償還金 | | 1 | | 21 |
| 為替差益 | | 79 | | 58 |
| その他 | | 41 | | 48 |
| 営業外収益合計 | | 1,272 | | 2,176 |
| 営業外費用 | | | | |
| 支払利息 | 1 | 223 | 1 | 286 |
| デリバティブ費用 | 1 | 295 | | - |
| 時効成立後支払分配金・償還金 | | 0 | | 78 |
| 長期差入保証金償却額 | | 212 | | - |
| その他 | | 34 | | 24 |
| 営業外費用合計 | | 767 | | 388 |
| 経常利益 | | 10,030 | | 12,328 |
| 特別利益 | | | | |
| 投資有価証券売却益 | | 199 | | 218 |
| 特別利益合計 | | 199 | | 218 |
| 特別損失 | | | | |
| 投資有価証券売却損 | | 133 | | 176 |
| 固定資産処分損 | | 7 | | 0 |
| 役員退職一時金 | | 117 | | 180 |
| 損害賠償損失 | | 81 | | - |
| 特別損失合計 | | 340 | | 357 |
| 税引前当期純利益 | | 9,890 | | 12,189 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 3,217 | | 3,741 |
| 法人税等調整額 | | 307 | | 375 |
| 法人税等合計 | | 2,910 | | 3,366 |
| 当期純利益 | | 6,979 | | 8,823 |

(3) 【株主資本等変動計算書】

第59期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位：百万円)

| | 株主資本 | | | | | | |
|--|------|-------|----------|-------|-------|------|--------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | 自己株式 | 株主資本合計 |
| | | 資本剰余金 | その他利益剰余金 | 利益剰余金 | 利益剰余金 | | |
| | | | | | | | |

| | | 資本準備金 | 合計 | 繰越利益 剰余金 | 合計 | | |
|-------------------------|--------|-------|-------|-------------|--------|-----|--------|
| 当期首残高 | 17,363 | 5,220 | 5,220 | 34,015 | 34,015 | 672 | 55,926 |
| 当期変動額 | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | 1,036 | 1,036 | | 1,036 |
| 当期純利益 | | | | 6,979 | 6,979 | | 6,979 |
| 自己株式の取得 | | | | | | 113 | 113 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | - | - | - | 5,943 | 5,943 | 113 | 5,830 |
| 当期末残高 | 17,363 | 5,220 | 5,220 | 39,959 | 39,959 | 786 | 61,756 |

| | 評価・換算差額等 | | | 純資産合計 |
|-------------------------|----------------------|-------------|--------------------|--------|
| | その他 有価証券 評価差額金 | 繰延ヘッジ 損益 | 評価・ 換算差額等 合計 | |
| 当期首残高 | 282 | 266 | 548 | 56,475 |
| 当期変動額 | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | 1,036 |
| 当期純利益 | | | | 6,979 |
| 自己株式の取得 | | | | 113 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | 125 | 80 | 206 | 206 |
| 当期変動額合計 | 125 | 80 | 206 | 6,036 |
| 当期末残高 | 408 | 346 | 754 | 62,511 |

第60期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

| | 株主資本 | | | | | | |
|-------------------------|--------|-------|-------------|--------------|-------------|------|------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | 自己株式 | 株主資本 合計 |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金 合計 | その他利益 剰余金 | 利益剰余金 合計 | | |
| | | | | 繰越利益 剰余金 | | | |
| 当期首残高 | 17,363 | 5,220 | 5,220 | 39,959 | 39,959 | 786 | 61,756 |
| 当期変動額 | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | 1,640 | 1,640 | | 1,640 |
| 当期純利益 | | | | 8,823 | 8,823 | | 8,823 |
| 自己株式の取得 | | | | | | 47 | 47 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | - | - | - | 7,182 | 7,182 | 47 | 7,135 |
| 当期末残高 | 17,363 | 5,220 | 5,220 | 47,142 | 47,142 | 833 | 68,891 |

| | 評価・換算差額等 | | | 純資産合計 |
|-------------------------|----------------------|-------------|--------------------|--------|
| | その他 有価証券 評価差額金 | 繰延ヘッジ 損益 | 評価・ 換算差額 等合計 | |
| 当期首残高 | 282 | 266 | 548 | 56,475 |
| 当期変動額 | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | 1,036 |
| 当期純利益 | | | | 6,979 |
| 自己株式の取得 | | | | 113 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | 125 | 80 | 206 | 206 |
| 当期変動額合計 | 125 | 80 | 206 | 6,036 |
| 当期末残高 | 408 | 346 | 754 | 62,511 |

| | | | | |
|-------------------------|-----|-----|-----|--------|
| 当期首残高 | 408 | 346 | 754 | 62,511 |
| 当期変動額 | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | 1,640 |
| 当期純利益 | | | | 8,823 |
| 自己株式の取得 | | | | 47 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | 85 | 160 | 75 | 75 |
| 当期変動額合計 | 85 | 160 | 75 | 7,060 |
| 当期末残高 | 493 | 185 | 679 | 69,571 |

[注記事項]

（重要な会計方針）

| 項目 | 第60期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) | | | | |
|-----------------|---|----|--------|------|--------|
| 1 資産の評価基準及び評価方法 | <p>(1) 有価証券</p> <p>子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの 決算末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定) 時価のないもの 総平均法による原価法</p> <p>(2) デリバティブ 時価法</p> | | | | |
| 2 固定資産の減価償却の方法 | <p>(1) 有形固定資産</p> <p>定率法により償却しております。ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>建物</td> <td>3年～15年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>4年～20年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産</p> <p>定額法により償却しております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p> | 建物 | 3年～15年 | 器具備品 | 4年～20年 |
| 建物 | 3年～15年 | | | | |
| 器具備品 | 4年～20年 | | | | |
| 3 引当金の計上基準 | <p>(1) 賞与引当金</p> <p>従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金</p> <p>役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。</p> <p>退職給付見込額の期間帰属方法</p> <p>退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p> | | | | |

| | |
|--|--|
| <p>4 ヘッジ会計の方法</p> <p>5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> | <p>数理計算上の差異の費用処理方法</p> <p>数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>(1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段は為替予約、ヘッジ対象は投資有価証券であります。</p> <p>(3) ヘッジ方針 ヘッジ取引規程等に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクをヘッジしております。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間における相場変動によるヘッジ手段及びヘッジ対象資産に係る損益の累計を比較し有効性を評価しております。</p> <p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当事業年度の費用として処理しております。</p> |
|--|--|

(未適用の会計基準等)

- ・ 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日）
- ・ 「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日）

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

- ステップ1：顧客との契約を識別する。
 ステップ2：契約における履行義務を識別する。
 ステップ3：取引価格を算定する。
 ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。
 ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表作成時において評価中であります。

(表示方法の変更)

| |
|--|
| <p>第60期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)</p> |
| <p>(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。 この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」1,014百万円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」1,504百万円に含めて表示しております。</p> |

(貸借対照表関係)

| | |
|------------------------------|------------------------------|
| <p>第59期 (2018年3月31日)</p> | <p>第60期 (2019年3月31日)</p> |
|------------------------------|------------------------------|

| | |
|--|---|
| <p>1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物 1,260百万円</p> <p>器具備品 612百万円</p> <p>2 信託資産</p> <p>流動資産のその他のうち3,030百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託しております。</p> <p>3 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。</p> <p>(流動資産)</p> <p>現金・預金 3,189百万円</p> <p>未収収益 592百万円</p> <p>その他 345百万円</p> <p>(流動負債)</p> <p>預り金 419百万円</p> <p>未払手数料 376百万円</p> <p>未払費用 677百万円</p> <p>4 消費税等の取扱い</p> <p>仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。</p> <p>5 保証債務</p> <p>当社は、Nikko Asset Management Europe Ltd がロンドン ウォール リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務553百万円に対して保証を行っております。また当社は、Nikko Asset Management Americas, Inc. がマディソンタワー アソシエイツ リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務103百万円に対して保証を行っております。</p> | <p>1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物 1,281百万円</p> <p>器具備品 655百万円</p> <p>2 信託資産</p> <p>流動資産のその他のうち2百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託しております。</p> <p>3 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。</p> <p>(流動資産)</p> <p>現金・預金 1,347百万円</p> <p>未収収益 127百万円</p> <p>(流動負債)</p> <p>未払手数料 350百万円</p> <p>未払費用 767百万円</p> <p>その他 162百万円</p> <p>4 消費税等の取扱い</p> <p>仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。</p> <p>5 保証債務</p> <p>当社は、Nikko Asset Management Europe Ltd がロンドン ウォール リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務468百万円に対して保証を行っております。</p> |
|--|---|

(損益計算書関係)

| 第59期 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日) | 第60期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) |
|--|--|
| <p>1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。</p> <p>受取配当金 979百万円</p> <p>デリバティブ収益 407百万円</p> <p>支払利息 213百万円</p> | <p>1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。</p> <p>受取配当金 1,831百万円</p> <p>デリバティブ収益 54百万円</p> <p>支払利息 75百万円</p> |

(株主資本等変動計算書関係)

第59期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 当事業年度増加 | 当事業年度減少 | 当事業年度末 |
|---------|-------------|---------|---------|-------------|
| 普通株式(株) | 197,012,500 | - | - | 197,012,500 |

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 当事業年度増加 | 当事業年度減少 | 当事業年度末 |
|---------|-----------|---------|---------|-----------|
| 普通株式(株) | 1,119,100 | 182,600 | - | 1,301,700 |

3 新株予約権等に関する事項

| 新株予約権の内訳 | 新株予約権の 目的となる 株式の種類 | 新株予約権の目的となる株式の数(株) | | | | 当事業年 度末残高 (百万円) |
|------------------------|--------------------------|--------------------|-------------|-------------|------------|-----------------------|
| | | 当事業年度 期首 | 当事業年度 増加 | 当事業年度 減少 | 当事業 年度末 | |
| 2009年度 ストックオプション(1) | 普通株式 | 1,689,600 | - | 194,700 | 1,494,900 | - |
| 2009年度 ストックオプション(2) | 普通株式 | 174,900 | - | 66,000 | 108,900 | - |
| 2011年度 ストックオプション(1) | 普通株式 | 2,890,800 | - | 204,600 | 2,686,200 | - |
| 2016年度 ストックオプション(1) | 普通株式 | 4,404,000 | - | 786,000 | 3,618,000 | - |
| 2016年度 ストックオプション(2) | 普通株式 | - | 4,409,000 | 532,000 | 3,877,000 | - |
| 合計 | | 9,159,300 | 4,409,000 | 1,783,300 | 11,785,000 | - |

(注) 1 2016年度ストックオプション(2)の増加は、新株予約権の発行によるものであります。

2 当事業年度の減少は、新株予約権の失効等によるものであります。

3 2009年度ストックオプション(1)1,494,900株、2009年度ストックオプション(2)108,900株及び2011年度ストックオプション(1)2,686,200株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。また、2016年度ストックオプション(1)及び2016年度ストックオプション(2)は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|--------------------|-------|-----------------|-----------------|------------|------------|
| 2017年5月25日 取締役会 | 普通株式 | 1,036 | 5.29 | 2017年3月31日 | 2017年6月22日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

| 決議 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|--------------------|-------|-------|-----------------|-----------------|------------|------------|
| 2018年5月31日 取締役会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 1,640 | 8.38 | 2018年3月31日 | 2018年6月23日 |

第60期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 当事業年度増加 | 当事業年度減少 | 当事業年度末 |
|---------|-------------|---------|---------|-------------|
| 普通株式(株) | 197,012,500 | - | - | 197,012,500 |

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 当事業年度増加 | 当事業年度減少 | 当事業年度末 |
|---------|-----------|---------|---------|-----------|
| 普通株式(株) | 1,301,700 | 64,000 | - | 1,365,700 |

3 新株予約権等に関する事項

| 新株予約権の内訳 | 新株予約権の 目的となる 株式の種類 | 新株予約権の目的となる株式の数(株) | | | | 当事業年 度末残高 (百万円) |
|------------------------|--------------------------|--------------------|-------------|-------------|------------|-----------------------|
| | | 当事業年度 期首 | 当事業年度 増加 | 当事業年度 減少 | 当事業 年度末 | |
| 2009年度 ストックオプション(1) | 普通株式 | 1,494,900 | - | 323,400 | 1,171,500 | - |
| 2009年度 ストックオプション(2) | 普通株式 | 108,900 | - | 33,000 | 75,900 | - |
| 2011年度 ストックオプション(1) | 普通株式 | 2,686,200 | - | 630,300 | 2,055,900 | - |

| | | | | | | |
|------------------------|------|------------|-----------|-----------|------------|---|
| 2016年度 ストックオプション(1) | 普通株式 | 3,618,000 | - | - | 3,618,000 | - |
| 2016年度 ストックオプション(2) | 普通株式 | 3,877,000 | - | 66,000 | 3,811,000 | - |
| 2017年度 ストックオプション(1) | 普通株式 | - | 4,422,000 | 66,000 | 4,356,000 | - |
| 合計 | | 11,785,000 | 4,422,000 | 1,118,700 | 15,088,300 | - |

- (注) 1 2017年度ストックオプション(1)の増加は、新株予約権の発行によるものであります。
2 当事業年度の減少は、新株予約権の失効等によるものであります。
3 2009年度ストックオプション(1)1,171,500株、2009年度ストックオプション(2)75,900株、2011年度ストックオプション(1)2,055,900株及び2016年度ストックオプション(1)1,206,000株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。また、2016年度ストックオプション(1)2,412,000株、2016年度ストックオプション(2)及び2017年度ストックオプション(1)は、権利行使期間の初日が到来していません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|--------------------|-------|-----------------|-----------------|------------|------------|
| 2018年5月31日 取締役会 | 普通株式 | 1,640 | 8.38 | 2018年3月31日 | 2018年6月23日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

| 決議 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|--------------------|-------|-------|-----------------|-----------------|------------|------------|
| 2019年5月28日 取締役会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 3,212 | 16.42 | 2019年3月31日 | 2019年6月24日 |

(リース取引関係)

| 第59期 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日) | | 第60期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) | |
|---------------------------------------|----------|---------------------------------------|----------|
| オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料 | | オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料 | |
| 1年内 | 866百万円 | 1年内 | 853百万円 |
| 1年超 | 923百万円 | 1年超 | 6,704百万円 |
| 合計 | 1,790百万円 | 合計 | 7,558百万円 |

(金融商品関係)

第59期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を有価証券及び投資有価証券として保有しております。当社が行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託に係る将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、有価証券及び投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

また、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては10数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻又は債務不履行等となった場合でも、これら営業債

権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。有価証券及び投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシドマネの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、それらの一部については為替予約、株価指数先物等のデリバティブ取引により、リスクをヘッジしております。なお、為替変動リスクに係るヘッジについてはヘッジ会計(繰延ヘッジ)を適用しております。デリバティブ取引は、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針「4 ヘッジ会計の方法」」をご参照下さい。

営業債務である未払金(未払手数料)、未払費用に関しては、すべてが1年以内の支払期日であります。未払金(未払手数料)については、債権(未収委託者報酬)を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

外貨建ての関係会社短期借入金に関しましては、為替変動リスクに晒されておりますが、為替予約によりリスクをヘッジしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、預金の預入れやデリバティブ取引を行う金融機関の選定に関しては、相手方の財政状態及び経営成績、又は必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

市場リスク(為替や価格等の変動リスク)の管理

当社は、原則、有価証券及び投資有価証券以外の為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また、有価証券及び投資有価証券に関しては、一部について、為替変動リスクや価格変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益(ヘッジ対象の有価証券及び投資有価証券は、ヘッジ損益考慮後の評価損益)を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュ・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。さらに、外貨建ての関係会社短期借入金に関しては、為替変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。

流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性(最低限必要な運転資金)を状況に応じて見直し・維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

2018年3月31日(当事業年度の決算日)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位:百万円)

| | 貸借対照表 計上額(1) | 時価(1) | 差額 |
|---------------|-----------------|--------|----|
| (1) 現金・預金 | 14,024 | 14,024 | - |
| (2) 未収委託者報酬 | 15,873 | 15,873 | - |
| (3) 未収収益 | 3,174 | 3,174 | - |
| (4) 関係会社短期貸付金 | 1,128 | 1,128 | - |

| | | | |
|--------------------------------------|------------|------------|--------|
| (5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券 | 14,106 | 14,106 | - |
| (6) 未払金 | (5,874) | (5,874) | - |
| (7) 未払費用 | (4,634) | (4,634) | - |
| (8) デリバティブ取引(2) ヘッジ会計が適用されていないもの | (14) | (14) | - |
| ヘッジ会計が適用されているもの デリバティブ取引計 | 336 321 | 336 321 | - - |

(1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収収益並びに(4) 関係会社短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

投資信託は基準価額によっております。

(6) 未払金及び(7) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) デリバティブ取引

(デリバティブ取引関係)注記を参照ください。なお、ヘッジ会計が適用されていないもののうち8百万円は貸借対照表上流動資産のその他に含まれ、23百万円は流動負債のその他に含まれております。また、ヘッジ会計が適用されているものは貸借対照表上流動資産のその他に含まれております。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額16百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

3 子会社株式（貸借対照表計上額22,876百万円）及び関連会社株式（貸借対照表計上額2,892百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。

4 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

| | 1年以内 | 1年超 5年以内 | 5年超 10年以内 | 10年超 |
|----------------------|--------|-------------|--------------|------|
| 現金・預金 | 14,024 | - | - | - |
| 未収委託者報酬 | 15,873 | - | - | - |
| 未収収益 | 3,174 | - | - | - |
| 有価証券及び投資有価証券 投資信託 | 19 | 616 | 1,743 | 545 |
| 合計 | 33,090 | 616 | 1,743 | 545 |

第60期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自らが運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を有価証券及び投資有価証券として保有しております。当社が行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託に係る将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、有価証券及び投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

また、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては10数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻又は債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。有価証券及び投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシ・ドマネ・の投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、それらの一部については為替予約、株価指数先物等のデリバティブ取引により、リスクをヘッジしております。なお、為替変動リスクに係るヘッジについてはヘッジ会計（繰延ヘッジ）を適用しております。デリバティブ取引は、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針「4 ヘッジ会計の方法」」をご参照下さい。

営業債務である未払金（未払手数料）、未払費用に関しては、すべてが1年以内の支払期日でありませぬ。未払金（未払手数料）については、債権（未収委託者報酬）を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

上記以外の外貨建ての債権及び債務に関しては、為替変動リスクに晒されておりますが、一部為替予約によりリスクをヘッジしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金の預入れやデリバティブ取引を行う金融機関の選定に関しては、相手方の財政状態及び経営成績、又は必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社は、原則、有価証券及び投資有価証券以外の為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりませぬ。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また、有価証券及び投資有価証券に関しては、一部について、為替変動リスクや価格変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益（ヘッジ対象の有価証券及び投資有価証券は、ヘッジ損益考慮後の評価損益）を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュ・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。さらに、外貨建ての貸付金及び借入金に関しては、為替変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。

流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日（当事業年度の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりませぬ。

（単位：百万円）

| | 貸借対照表 計上額(1) | 時価(1) | 差額 |
|--------------------------------------|------------------|---------|----|
| (1) 現金・預金 | 20,680 | 20,680 | - |
| (2) 未収委託者報酬 | 16,867 | 16,867 | - |
| (3) 未収収益 | 618 | 618 | - |
| (4) 関係会社短期貸付金 | 2,408 | 2,408 | - |
| (5) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券 | 16,740 | 16,740 | - |
| (6) 未払金 | (6,112) | (6,112) | - |
| (7) 未払費用 | (3,897) | (3,897) | - |
| (8) デリバティブ取引(2) ヘッジ会計が適用されていないもの | (31) | (31) | - |
| ヘッジ会計が適用されているもの | (127) | (127) | - |
| デリバティブ取引計 | (158) | (158) | - |

(1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収収益並びに(4) 関係会社短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

投資信託は基準価額によっております。

(6) 未払金及び(7) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) デリバティブ取引

(デリバティブ取引関係) 注記を参照ください。なお、ヘッジ会計が適用されていないもののうち3百万円は貸借対照表上流動資産のその他に含まれ、35百万円は流動負債のその他に含まれております。また、ヘッジ会計が適用されているもののうち0百万円は貸借対照表上流動資産のその他に含まれ、127百万円は流動負債のその他に含まれております。

2 非上場株式等(貸借対照表計上額16百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5)有価証券及び投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

3 子会社株式(貸借対照表計上額22,876百万円)及び関連会社株式(貸借対照表計上額2,892百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。

4 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

| | 1年以内 | 1年超 5年以内 | 5年超 10年以内 | 10年超 |
|----------------------|--------|-------------|--------------|-------|
| 現金・預金 | 20,680 | - | - | - |
| 未収委託者報酬 | 16,867 | - | - | - |
| 未収収益 | 618 | - | - | - |
| 有価証券及び投資有価証券 投資信託 | 1 | 163 | 6,929 | 1,363 |
| 合計 | 38,167 | 163 | 6,929 | 1,363 |

(有価証券関係)

第59期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1 子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

| | 貸借対照表計上額 |
|--------|----------|
| 子会社株式 | 22,876 |
| 関連会社株式 | 2,892 |

(注) 子会社株式及び関連会社株式は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価を記載しておりません。

2 その他有価証券

(単位：百万円)

| | 種類 | 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 |
|--------------------------|------|----------|--------|-------|
| 貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの | 投資信託 | 8,544 | 7,535 | 1,008 |
| | 小計 | 8,544 | 7,535 | 1,008 |
| 貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの | 投資信託 | 5,561 | 5,982 | 420 |
| | 小計 | 5,561 | 5,982 | 420 |
| 合計 | | 14,106 | 13,518 | 588 |

(注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当事業年度については、該当ございません。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額 16百万円）については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

| 種類 | 売却額 | 売却益の合計額 | 売却損の合計額 |
|------|-------|---------|---------|
| 投資信託 | 2,792 | 199 | 133 |
| 合計 | 2,792 | 199 | 133 |

第60期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1 子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

| | 貸借対照表計上額 |
|--------|----------|
| 子会社株式 | 22,876 |
| 関連会社株式 | 2,892 |

(注) 子会社株式及び関連会社株式は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価を記載しておりません。

2 その他有価証券

(単位：百万円)

| | 種類 | 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 |
|----------|------|----------|-------|-----|
| 貸借対照表計上額 | 投資信託 | 9,340 | 8,440 | 900 |

| | | | | |
|--------------------------|------|--------|--------|-----|
| が取得原価を超えるもの | 小計 | 9,340 | 8,440 | 900 |
| 貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの | 投資信託 | 7,400 | 7,589 | 188 |
| | 小計 | 7,400 | 7,589 | 188 |
| 合計 | | 16,740 | 16,029 | 711 |

- (注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当事業年度については、該当ございません。
- 2 非上場株式等(貸借対照表計上額 16百万円)については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

| 種類 | 売却額 | 売却益の合計額 | 売却損の合計額 |
|------|-------|---------|---------|
| 投資信託 | 4,189 | 218 | 176 |
| 合計 | 4,189 | 218 | 176 |

(デリバティブ取引関係)

第59期(2018年3月31日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引 株式関連

| 種類 | | 契約額等 (百万円) | 契約額等 のうち1年超 (百万円) | 時価 (百万円) | 評価損益 (百万円) |
|------|----------|---------------|-------------------------|-------------|---------------|
| 市場取引 | 株価指数先物取引 | | | | |
| | 売建 | 2,422 | - | 14 | 14 |
| | 買建 | - | - | - | - |
| 合計 | | 2,422 | - | 14 | 14 |

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。
- 2 時価の算定方法
金融商品取引所が定める清算指数によっております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引 通貨関連

| ヘッジ会計の方法 | デリバティブ取引の種類等 | 主なヘッジ対象 | 契約額等 (百万円) | 契約額等 のうち1年超 (百万円) | 時価 (百万円) |
|-------------|--------------|---------|---------------|-------------------------|-------------|
| 原則的処理 方法 | 為替予約取引 | 投資有価証券 | | | |
| | 売建 | | | | |
| | 米ドル | | 4,447 | - | 196 |
| | 豪ドル | | 109 | - | 10 |
| | シンガポール ドル | | 1,783 | - | 65 |
| | 香港ドル | | 541 | - | 25 |
| | 人民元 | | 2,156 | - | 32 |
| | ユーロ | | 154 | - | 6 |
| 合計 | | | 9,192 | - | 336 |

(注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

第60期(2019年3月31日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 株式関連

| 種類 | | 契約額等 (百万円) | 契約額等 のうち1年超 (百万円) | 時価 (百万円) | 評価損益 (百万円) |
|------|----------|---------------|-------------------------|-------------|---------------|
| 市場取引 | 株価指数先物取引 | | | | |
| | 売建 | 2,407 | - | 3 | 3 |
| | 買建 | - | - | - | - |
| 合計 | | 2,407 | - | 3 | 3 |

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

2 時価の算定方法

金融商品取引所が定める清算指数によっております。

(2) 通貨関連

| 種類 | | 契約額等 (百万円) | 契約額等 のうち1年超 (百万円) | 時価 (百万円) | 評価損益 (百万円) |
|---------------|-----------|---------------|-------------------------|-------------|---------------|
| 市場取引以外 の取引 | 為替予約取引 | | | | |
| | 売建 米ドル | 1,792 | - | 35 | 35 |
| 合計 | | 1,792 | - | 35 | 35 |

(注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

| ヘッジ会計の 方法 | デリバティブ取引の 種類等 | 主なヘッジ対象 | 契約額等 (百万円) | 契約額等 のうち1年超 (百万円) | 時価 (百万円) |
|--------------|------------------|---------|---------------|-------------------------|-------------|
| 原則的処理 方法 | 為替予約取引 | 投資有価証券 | | | |
| | 売建 | | | | |
| | 米ドル | | 2,251 | - | 42 |
| | 豪ドル | | 63 | - | 0 |
| | シンガポール ドル | | 975 | - | 18 |
| | 香港ドル | | 518 | - | 8 |
| | 人民元 | | 2,149 | - | 58 |
| | ユーロ | | 81 | - | 0 |
| 合計 | | | 6,040 | - | 127 |

(注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(持分法損益等)

| 第59期 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日) | 第60期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) |
|---------------------------------------|---------------------------------------|
| | |

| 関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 (単位：百万円) | 関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 (単位：百万円) |
|-----------------------------------|-----------------------------------|
| (1) 関連会社に対する投資の金額 3,008 | (1) 関連会社に対する投資の金額 3,010 |
| (2) 持分法を適用した場合の投資の金額 10,409 | (2) 持分法を適用した場合の投資の金額 10,668 |
| (3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額 1,827 | (3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額 1,704 |

(退職給付関係)

第59期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランスプラン型退職金制度を設けております。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

| | (百万円) |
|--------------|-------|
| 退職給付債務の期首残高 | 1,190 |
| 勤務費用 | 130 |
| 利息費用 | 2 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 66 |
| 退職給付の支払額 | 76 |
| 退職給付債務の期末残高 | 1,313 |

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

| | |
|-----------------|-------|
| 退職給付債務 | 1,313 |
| 未積立退職給付債務 | 1,313 |
| 未認識数理計算上の差異 | 2 |
| 貸借対照表に計上された負債の額 | 1,316 |
| 退職給付引当金 | 1,316 |
| 貸借対照表に計上された負債の額 | 1,316 |

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

| | |
|-----------------|-----|
| 勤務費用 | 130 |
| 利息費用 | 2 |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | 0 |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 132 |

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

| | |
|-----|------|
| 割引率 | 0.2% |
|-----|------|

3 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、222百万円でありました。

第60期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランスプラン型退職金制度を設けております。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(百万円)

| | |
|--------------|-------|
| 退職給付債務の期首残高 | 1,313 |
| 勤務費用 | 142 |
| 利息費用 | 2 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 12 |
| 退職給付の支払額 | 59 |
| 退職給付債務の期末残高 | 1,411 |

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

| | |
|-----------------|-------|
| 退職給付債務 | 1,411 |
| 未積立退職給付債務 | 1,411 |
| 未認識数理計算上の差異 | 6 |
| 貸借対照表に計上された負債の額 | 1,405 |
| 退職給付引当金 | 1,405 |
| 貸借対照表に計上された負債の額 | 1,405 |

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

| | |
|-----------------|-----|
| 勤務費用 | 142 |
| 利息費用 | 2 |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | 3 |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 148 |

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 0.2%

3 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、230百万円でありました。

(ストックオプション等関係)

第59期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1 スtockオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) スtockオプション(新株予約権)の内容

| | 2009年度ストックオプション(1) | 2009年度ストックオプション(2) |
|--------------------------|---|--------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社及び関係会社の 取締役・従業員 271名 | 当社及び関係会社の 取締役・従業員 48名 |
| 株式の種類別のストックオプションの付与数 (注) | 普通株式 19,724,100株 | 普通株式 1,702,800株 |
| 付与日 | 2010年2月8日 | 2010年8月20日 |
| 権利確定条件 | 2012年1月22日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の2分の1、4分の1、4分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。 | 同左 |

| | | |
|--------|--------------------------------|----|
| 対象勤務期間 | 付与日から、権利行使可能初日から 2年を経過した日まで | 同左 |
| 権利行使期間 | 2012年1月22日から 2020年1月21日まで | 同左 |

| | 2011年度ストックオプション(1) | 2016年度ストックオプション(1) |
|-------------------------|---|---|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社及び関係会社の 取締役・従業員 186名 | 当社及び関係会社の 取締役・従業員 16名 |
| 株式の種類別のストックオプションの付与数（注） | 普通株式 6,101,700株 | 普通株式 4,437,000株 |
| 付与日 | 2011年10月7日 | 2016年7月15日 |
| 権利確定条件 | 2013年10月7日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の2分の1、4分の1、4分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。 | 2018年7月15日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1、3分の1、3分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。 |
| 対象勤務期間 | 付与日から、権利行使可能初日から 2年を経過した日まで | 付与日から、権利行使可能初日から 2年を経過した日まで |
| 権利行使期間 | 2013年10月7日から 2021年10月6日まで | 2018年7月15日から 2026年7月31日まで |

| | 2016年度ストックオプション(2) |
|-------------------------|---|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社及び関係会社の 取締役・従業員 31名 |
| 株式の種類別のストックオプションの付与数（注） | 普通株式 4,409,000株 |
| 付与日 | 2017年4月27日 |
| 権利確定条件 | 2019年4月27日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1、3分の1、3分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。 |
| 対象勤務期間 | 付与日から、権利行使可能初日から 2年を経過した日まで |
| 権利行使期間 | 2019年4月27日から 2027年4月30日まで |

（注） 株式数に換算して記載しております。

(2) スtockオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況 ストックオプション(新株予約権)の数

| | 2009年度ストックオプション(1) | 2009年度ストックオプション(2) |
|----------|--------------------|--------------------|
| 付与日 | 2010年2月8日 | 2010年8月20日 |
| 権利確定前(株) | | |
| 期首 | 1,689,600 | 174,900 |
| 付与 | 0 | 0 |
| 失効 | 194,700 | 66,000 |
| 権利確定 | 0 | 0 |
| 権利未確定残 | 1,494,900 | 108,900 |
| 権利確定後(株) | | |
| 期首 | - | - |
| 権利確定 | - | - |
| 権利行使 | - | - |
| 失効 | - | - |
| 権利未行使残 | - | - |

| | 2011年度ストックオプション(1) | 2016年度ストックオプション(1) |
|----------|--------------------|--------------------|
| 付与日 | 2011年10月7日 | 2016年7月15日 |
| 権利確定前(株) | | |
| 期首 | 2,890,800 | 4,404,000 |
| 付与 | 0 | 0 |
| 失効 | 204,600 | 786,000 |
| 権利確定 | 0 | 0 |
| 権利未確定残 | 2,686,200 | 3,618,000 |
| 権利確定後(株) | | |
| 期首 | - | - |
| 権利確定 | - | - |
| 権利行使 | - | - |
| 失効 | - | - |
| 権利未行使残 | - | - |

| | 2016年度ストックオプション(2) |
|----------|--------------------|
| 付与日 | 2017年4月27日 |
| 権利確定前(株) | |
| 期首 | - |
| 付与 | 4,409,000 |
| 失効 | 532,000 |
| 権利確定 | 0 |
| 権利未確定残 | 3,877,000 |
| 権利確定後(株) | |
| 期首 | - |
| 権利確定 | - |
| 権利行使 | - |
| 失効 | - |
| 権利未行使残 | - |

(注) 株式数に換算して記載しております。

単価情報

| | 2009年度ストックオプション(1) | 2009年度ストックオプション(2) |
|-------------------------|--------------------|--------------------|
| 付与日 | 2010年2月8日 | 2010年8月20日 |
| 権利行使価格(円) | 625 | 625 |
| 付与日における公正な評価単価(円) (注) 1 | 0 | 0 |

| | 2011年度ストックオプション(1) | 2016年度ストックオプション(1) |
|-------------------------|--------------------|--------------------|
| 付与日 | 2011年10月7日 | 2016年7月15日 |
| 権利行使価格(円) | 737(注) 3 | 558 |
| 付与日における公正な評価単価(円) (注) 1 | 0 | 0 |

| | 2016年度ストックオプション(2) |
|-------------------------|--------------------|
| 付与日 | 2017年4月27日 |
| 権利行使価格(円) | 553 |
| 付与日における公正な評価単価(円) (注) 1 | 0 |

- (注) 1 公正な評価単価に代え、本源的価値（取引事例比準法等による評価額と行使価格との差額）の見積りに
よっております。
- 2 スtockオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額
当事業年度末における本源的価値の合計額 1,149百万円
- 3 株式公開価格が737円（割当日後、株式の分割又は併合が行われたときは、当該金額は、当該株式の分
割又は併合の内容を適切に反映するように調整される。）を上回る金額に定められた場合には、株式公
開日において、権利行使価格は株式公開価格と同一の金額に調整されます。

第60期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1 スtockオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) スtockオプション(新株予約権)の内容

| | 2009年度ストックオプション(1) | 2009年度ストックオプション(2) |
|--------------------------|--|--------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社及び関係会社の 取締役・従業員 271名 | 当社及び関係会社の 取締役・従業員 48名 |
| 株式の種類別のストックオプションの付与数 (注) | 普通株式 19,724,100株 | 普通株式 1,702,800株 |
| 付与日 | 2010年2月8日 | 2010年8月20日 |
| 権利確定条件 | 2012年1月22日（以下「権利行使可能 初日」といいます。）、「当該権利行使 可能初日から1年経過した日の翌日、 及び当該権利行使可能初日から2年経 過した日の翌日まで原則として従業員 等の地位にあることを要し、それぞれ 保有する新株予約権の2分の1、4分 の1、4分の1ずつ権利確定する。た だし、本新株予約権の行使時におい て、当社が株式公開していることを要 する。 | 同左 |
| 対象勤務期間 | 付与日から、権利行使可能初日から 2年を経過した日まで | 同左 |

| | | |
|--------|------------------------------|----|
| 権利行使期間 | 2012年1月22日から 2020年1月21日まで | 同左 |
|--------|------------------------------|----|

| | 2011年度ストックオプション(1) | 2016年度ストックオプション(1) |
|-------------------------|---|---|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社及び関係会社の 取締役・従業員 186名 | 当社及び関係会社の 取締役・従業員 16名 |
| 株式の種類別のストックオプションの付与数（注） | 普通株式 6,101,700株 | 普通株式 4,437,000株 |
| 付与日 | 2011年10月7日 | 2016年7月15日 |
| 権利確定条件 | 2013年10月7日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の2分の1、4分の1、4分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。 | 2018年7月15日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1、3分の1、3分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。 |
| 対象勤務期間 | 付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで | 付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで |
| 権利行使期間 | 2013年10月7日から 2021年10月6日まで | 2018年7月15日から 2026年7月31日まで |

| | 2016年度ストックオプション(2) | 2017年度ストックオプション(1) |
|-------------------------|---|---|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社及び関係会社の 取締役・従業員 31名 | 当社及び関係会社の 取締役・従業員 36名 |
| 株式の種類別のストックオプションの付与数（注） | 普通株式 4,409,000株 | 普通株式 4,422,000株 |
| 付与日 | 2017年4月27日 | 2018年4月27日 |
| 権利確定条件 | 2019年4月27日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1、3分の1、3分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。 | 2020年4月27日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1、3分の1、3分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。 |
| 対象勤務期間 | 付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで | 付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで |
| 権利行使期間 | 2019年4月27日から 2027年4月30日まで | 2020年4月27日から 2028年4月30日まで |

（注） 株式数に換算して記載しております。

(2) スtockオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況
ストックオプション(新株予約権)の数

| | 2009年度ストックオプション(1) | 2009年度ストックオプション(2) |
|-----|--------------------|--------------------|
| 付与日 | 2010年2月8日 | 2010年8月20日 |

| | | |
|----------|-----------|---------|
| 権利確定前(株) | | |
| 期首 | 1,494,900 | 108,900 |
| 付与 | 0 | 0 |
| 失効 | 323,400 | 33,000 |
| 権利確定 | 0 | 0 |
| 権利未確定残 | 1,171,500 | 75,900 |
| 権利確定後(株) | | |
| 期首 | - | - |
| 権利確定 | - | - |
| 権利行使 | - | - |
| 失効 | - | - |
| 権利未行使残 | - | - |

| | 2011年度ストックオプション(1) | 2016年度ストックオプション(1) |
|----------|--------------------|--------------------|
| 付与日 | 2011年10月7日 | 2016年7月15日 |
| 権利確定前(株) | | |
| 期首 | 2,686,200 | 3,618,000 |
| 付与 | 0 | 0 |
| 失効 | 630,300 | 0 |
| 権利確定 | 0 | 0 |
| 権利未確定残 | 2,055,900 | 3,618,000 |
| 権利確定後(株) | | |
| 期首 | - | - |
| 権利確定 | - | - |
| 権利行使 | - | - |
| 失効 | - | - |
| 権利未行使残 | - | - |

| | 2016年度ストックオプション(2) | 2017年度ストックオプション(1) |
|----------|--------------------|--------------------|
| 付与日 | 2017年4月27日 | 2018年4月27日 |
| 権利確定前(株) | | |
| 期首 | 3,877,000 | - |
| 付与 | 0 | 4,422,000 |
| 失効 | 66,000 | 66,000 |
| 権利確定 | 0 | 0 |
| 権利未確定残 | 3,811,000 | 4,356,000 |
| 権利確定後(株) | | |
| 期首 | - | - |
| 権利確定 | - | - |
| 権利行使 | - | - |
| 失効 | - | - |
| 権利未行使残 | - | - |

(注) 株式数に換算して記載しております。

単価情報

| | 2009年度ストックオプション(1) | 2009年度ストックオプション(2) |
|-------------------------|--------------------|--------------------|
| 付与日 | 2010年2月8日 | 2010年8月20日 |
| 権利行使価格(円) | 625 | 625 |
| 付与日における公正な評価単価(円) (注) 1 | 0 | 0 |

| | 2011年度ストックオプション(1) | 2016年度ストックオプション(1) |
|-------------------------|--------------------|--------------------|
| 付与日 | 2011年10月7日 | 2016年7月15日 |
| 権利行使価格(円) | 737(注) 3 | 558 |
| 付与日における公正な評価単価(円) (注) 1 | 0 | 0 |

| | 2016年度ストックオプション(2) | 2017年度ストックオプション(1) |
|-------------------------|--------------------|--------------------|
| 付与日 | 2017年4月27日 | 2018年4月27日 |
| 権利行使価格(円) | 553 | 694 |
| 付与日における公正な評価単価(円) (注) 1 | 0 | 0 |

- (注) 1 公正な評価単価に代え、本源的価値（取引事例比準法等による評価額と行使価格との差額）の見積りによっております。
- 2 ストックオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額
当事業年度末における本源的価値の合計額 2,128百万円
- 3 株式公開価格が737円（割当日後、株式の分割又は併合が行われたときは、当該金額は、当該株式の分割又は併合の内容を適切に反映するように調整される。）を上回る金額に定められた場合には、株式公開日において、権利行使価格は株式公開価格と同一の金額に調整されます。

(税効果会計関係)

| 第59期 (2018年3月31日) | 第60期 (2019年3月31日) |
|--|--|
| 1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：百万円) | 1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：百万円) |
| 繰延税金資産 | 繰延税金資産 |
| 賞与引当金 700 | 賞与引当金 820 |
| 投資有価証券評価損 96 | 投資有価証券評価損 96 |
| 関係会社株式評価損 1,430 | 関係会社株式評価損 1,430 |
| 退職給付引当金 402 | 退職給付引当金 430 |
| 固定資産減価償却費 111 | 固定資産減価償却費 103 |
| その他 526 | その他 761 |
| 繰延税金資産小計 3,268 | 繰延税金資産小計 3,643 |
| 評価性引当金 1,430 | 評価性引当金 1,430 |
| 繰延税金資産合計 1,838 | 繰延税金資産合計 2,212 |
| 繰延税金負債 | 繰延税金負債 |
| その他有価証券評価差額金 180 | その他有価証券評価差額金 217 |
| 繰延ヘッジ利益 152 | 繰延ヘッジ利益 81 |
| 繰延税金負債合計 333 | 繰延税金負債合計 299 |
| 繰延税金資産の純額 1,504 | 繰延税金資産の純額 1,913 |

| | | | | | | | | | | | |
|--|---|----------------|-------|------------------------|------|--------------------------|------|-----|------|-------------------|-------|
| <p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。</p> | <p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">法定実効税率 (調整)</td> <td style="text-align: right;">30.6%</td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない 項目</td> <td style="text-align: right;">0.8%</td> </tr> <tr> <td>受取配当金等永久に益金に参入されない 項目</td> <td style="text-align: right;">4.4%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">0.6%</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right;">27.6%</td> </tr> </table> | 法定実効税率 (調整) | 30.6% | 交際費等永久に損金に算入されない 項目 | 0.8% | 受取配当金等永久に益金に参入されない 項目 | 4.4% | その他 | 0.6% | 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 27.6% |
| 法定実効税率 (調整) | 30.6% | | | | | | | | | | |
| 交際費等永久に損金に算入されない 項目 | 0.8% | | | | | | | | | | |
| 受取配当金等永久に益金に参入されない 項目 | 4.4% | | | | | | | | | | |
| その他 | 0.6% | | | | | | | | | | |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 27.6% | | | | | | | | | | |

(関連当事者情報)

第59期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

重要な該当事項はありません。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金 | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|-----|--|---------|--------------------|--------------------------|-------------------|-----------|-----------------------------------|---------------------------------|-------------------|-------------------------|
| 子会社 | Nikko Asset Management International Limited | シンガポール国 | 342,369 (SGD 千) | アセットマネジメント業 | 直接 100.00 | 資金の貸付 | 資金の貸付 (シンガポールドル 貸建) (注1) | 159 (SGD 2,000 千) (注2) | 関係会社 短期 貸付金 | 550 (SGD 6,800 千) |
| | | | | | | | 貸付金利息 (シンガポールドル 貸建) (注1) | 13 (SGD 162 千) | 未収収益 | 8 (SGD 110 千) |
| | | | | | | | 資金の貸付 (円貸建) (注3) | - | 関係会社 短期 貸付金 | 577 |
| | | | | | | | 貸付金利息 (円貸建) (注3) | 12 | 未収収益 | 3 |
| | | | | | | | 増資の引受 (注4) | 2,466 (SGD 30,369 千) | - | - |
| 子会社 | 日本インステイテューショナル証券設立準備株式会社 | 日本 | 100 (百万円) | 金融商品取引業者として登録を受けるための準備会社 | 直接 100.00 | - | 増資の引受 (注5) | 100 | - | - |

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 融資枠SGD11,000千、返済期間1年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。
- 資金の貸付に係る取引金額159百万円(SGD2,000千)の内訳は、貸付159百万円(SGD2,000千)であります。

- 3 融資枠5,000百万円、返済期間1年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。
- 4 Nikko Asset Management International Limitedの行った30,369,000株の新株発行増資を、1株につき1シンガポールドルで当社が引受けたものであります。
- 5 日本インスティテューショナル証券設立準備株式会社の行った2,000株の新株発行を、1株につき50千円で当社が引受けたものであります。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社(東京証券取引所等に上場)

三井住友信託銀行株式会社(非上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は2017年12月31日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

| | |
|-------|-----------|
| 資産合計 | 27,012百万円 |
| 負債合計 | 5,141百万円 |
| 純資産合計 | 21,871百万円 |

| | |
|----------|-----------|
| 営業収益 | 15,830百万円 |
| 税引前当期純利益 | 5,266百万円 |
| 当期純利益 | 3,594百万円 |

第60期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

重要な該当事項はありません。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金 | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|-----|--|---------|-----------------|-------------|-------------------|-----------|----------------------------------|------------------------------|---------------|----------------------|
| 子会社 | Nikko Asset Management International Limited | シンガポール国 | 342,369 (SGD 千) | アセットマネジメント業 | 直接 100.00 | 資金の貸付 | 資金の貸付の返済 (シンガポールドル貨建) (注1) | 554 (SGD 6,800 千) (注2) | - | - |
| | | | | | | | 貸付金利息 (シンガポールドル貨建) (注1) | 8 (SGD 104 千) | - | - |
| | | | | | | | 資金の貸付 (米国ドル貨建) (注3) | 1,807 (USD 16,500 千) (注4) | 関係会社 短期貸付金 | 1,830 (USD 16,500 千) |

| | | | | | | | | | | |
|-----|--|----|---------------------------|---------------------|--------------|-----------|--------------------------------------|-----------------------------------|-------------------|---------------------|
| | | | | | | | 貸付金利息 (米国ドル 貨建) (注3) | 17 (USD 209千) | 未収収益 | 17 (USD 209千) |
| | | | | | | | 資金の貸付 (円貨建) (注3) | - | 関係会社 短期 貸付金 | 577 |
| | | | | | | | 貸付金利息 (円貨建) (注3) | 12 | 未収収益 | 3 |
| 子会社 | Nikko AM Americas Holding Co., Inc. | 米国 | 131,079 (USD千) (注5) | アセット マネジメ ント業 | 直接 100.00 | - | 配当の受取 | 1,021 (USD 9,000千) | - | - |
| 子会社 | Nikko Asset Management Americas, Inc. | 米国 | 181,542 (USD千) (注5) | アセット マネジメ ント業 | 間接 100.00 | 資金の 借入 | 資金の借入 (米国ドル 貨建) (注6) | 5,364 (USD 50,000千) (注7) | - | - |
| | | | | | | | 資金の借入 の返済 (米国ドル 貨建) (注6) | 5,526 (USD 50,000千) (注7) | - | - |
| | | | | | | | 借入金利息 (米国ドル 貨建) (注6) | 65 (USD 593千) | - | - |

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1 融資枠SGD11,000千、返済期間1年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。
- 2 取引金額554百万円 (SGD6,800千) の内訳は、貸付の返済554百万円 (SGD6,800千) であります。
- 3 融資枠5,000百万円 (若しくは5,000百万円相当額の外国通貨)、返済期間1年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。
- 4 取引金額1,807百万円 (USD16,500千) の内訳は、貸付1,807百万円 (USD16,500千) であります。
- 5 Nikko AM Americas Holding Co., Inc.及びNikko Asset Management Americas, Inc.の資本金は、資本金及び資本剰余金の合計額を記載しております。
- 6 借入枠USD50,000千、返済期間1年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。
- 7 取引金額5,364百万円 (USD50,000千) 及び5,526百万円 (USD50,000千) の内訳は、借入5,364百万円 (USD50,000千) 及び借入の返済5,526百万円 (USD50,000千) であります。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 (東京証券取引所等に上場)
三井住友信託銀行株式会社 (非上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は2018年12月31日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場場で円貨に換算したものであります。

資産合計 26,768百万円
負債合計 5,586百万円

| | |
|----------|-----------|
| 純資産合計 | 21,181百万円 |
| 営業収益 | 14,075百万円 |
| 税引前当期純利益 | 3,894百万円 |
| 当期純利益 | 2,730百万円 |

（セグメント情報等）

セグメント情報

第59期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載していません。

第60期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載していません。

関連情報

第59期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載していません。

2 地域ごとの情報

（1）営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略していません。

（2）有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載していません。

第60期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載していません。

2 地域ごとの情報

（1）営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略していません。

（2）有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載していません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第59期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

該当事項はありません。

第60期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第59期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

該当事項はありません。

第60期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

第59期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

該当事項はありません。

第60期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

| 項目 | 第59期 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日) | 第60期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) |
|--------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 1株当たり純資産額 | 319円40銭 | 355円59銭 |
| 1株当たり当期純利益金額 | 35円64銭 | 45円08銭 |

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。

2 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| 項目 | 第59期 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日) | 第60期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) |
|--|---|--|
| 当期純利益(百万円) | 6,979 | 8,823 |
| 普通株主に帰属しない金額(百万円) | - | - |
| 普通株式に係る当期純利益(百万円) | 6,979 | 8,823 |
| 普通株式の期中平均株式数(千株) | 195,794 | 195,677 |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要 | 2009年度ストックオプション(1) 1,494,900株、2009年度ストックオプション(2) 108,900株、2011年度ストックオプション(1) 2,686,200株、2016年度ストックオプション(1) 3,618,000株、2016年度ストックオプション(2) 3,877,000株 | 2009年度ストックオプション(1) 1,171,500株、2009年度ストックオプション(2) 75,900株、2011年度ストックオプション(1) 2,055,900株、2016年度ストックオプション(1) 3,618,000株、2016年度ストックオプション(2) 3,811,000株、2017年度ストックオプション(1) 4,356,000株 |

3 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| 項目 | 第59期 (2018年3月31日) | 第60期 (2019年3月31日) |
|----------------|----------------------|----------------------|
| 純資産の部の合計額(百万円) | 62,511 | 69,571 |

| | | |
|---------------------------------|---------|---------|
| 純資産の部の合計額から控除する金額(百万円) | - | - |
| 普通株式に係る期末の純資産額(百万円) | 62,511 | 69,571 |
| 1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(千株) | 195,711 | 195,647 |

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表等

(1) 中間貸借対照表

(単位:百万円)

| | | 第61期中間会計期間 (2019年9月30日) |
|------------|---|----------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金・預金 | | 23,147 |
| 有価証券 | | 10 |
| 未収委託者報酬 | | 13,391 |
| 未収収益 | | 845 |
| 関係会社短期貸付金 | | 2,358 |
| その他 | 2 | 2,563 |
| 流動資産合計 | | 42,316 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | 1 | 268 |
| 無形固定資産 | | 83 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | | 17,535 |
| 関係会社株式 | | 25,769 |
| 長期差入保証金 | | 498 |
| 繰延税金資産 | | 1,879 |
| 投資その他の資産合計 | | 45,684 |
| 固定資産合計 | | 46,036 |
| 資産合計 | | 88,353 |

(単位:百万円)

| | | 第61期中間会計期間 (2019年9月30日) |
|---------|---|----------------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払金 | | 5,950 |
| 未払費用 | | 3,948 |
| 未払法人税等 | | 1,788 |
| 未払消費税等 | 3 | 415 |
| 賞与引当金 | | 1,432 |
| 役員賞与引当金 | | 27 |
| その他 | | 559 |
| 流動負債合計 | | 14,122 |

| | | |
|--------------|--|--------|
| 固定負債 | | |
| 退職給付引当金 | | 1,433 |
| その他 | | 494 |
| 固定負債合計 | | 1,927 |
| 負債合計 | | 16,050 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | | 17,363 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | | 5,220 |
| 資本剰余金合計 | | 5,220 |
| 利益剰余金 | | |
| その他利益剰余金 | | |
| 繰越利益剰余金 | | 49,870 |
| 利益剰余金合計 | | 49,870 |
| 自己株式 | | 905 |
| 株主資本合計 | | 71,547 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | | 356 |
| 繰延ヘッジ損益 | | 398 |
| 評価・換算差額等合計 | | 755 |
| 純資産合計 | | 72,302 |
| 負債純資産合計 | | 88,353 |

(2) 中間損益計算書

(単位：百万円)

| | | 第61期中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日) |
|-------------|---|---|
| 営業収益 | | |
| 委託者報酬 | | 37,324 |
| その他営業収益 | | 1,394 |
| 営業収益合計 | | 38,718 |
| 営業費用及び一般管理費 | 1 | 33,922 |
| 営業利益 | | 4,796 |
| 営業外収益 | 2 | 2,859 |
| 営業外費用 | 3 | 124 |
| 経常利益 | | 7,530 |
| 特別利益 | 4 | 126 |
| 特別損失 | 5 | 4 |
| 税引前中間純利益 | | 7,651 |
| 法人税等 | 6 | 1,711 |
| 中間純利益 | | 5,940 |

(3) 中間株主資本等変動計算書

第61期中間会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

| | 株主資本 | | | | | | |
|---------------------------|--------|-------|---------|---------------------|---------|------|--------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | 自己株式 | 株主資本合計 |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金合計 | その他利益剰余金 繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 | | |
| 当期首残高 | 17,363 | 5,220 | 5,220 | 47,142 | 47,142 | 833 | 68,891 |
| 当中間期変動額 | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | 3,212 | 3,212 | | 3,212 |
| 中間純利益 | | | | 5,940 | 5,940 | | 5,940 |
| 自己株式の取得 | | | | | | 71 | 71 |
| 株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額） | | | | | | | |
| 当中間期変動額合計 | - | - | - | 2,727 | 2,727 | 71 | 2,655 |
| 当中間期末残高 | 17,363 | 5,220 | 5,220 | 49,870 | 49,870 | 905 | 71,547 |

| | 評価・換算差額等 | | | 純資産合計 |
|---------------------------|----------------------|-------------|----------------|--------|
| | その他 有価証券 評価差額金 | 繰延ヘッジ 損益 | 評価・換算差 額等合計 | |
| 当期首残高 | 493 | 185 | 679 | 69,571 |
| 当中間期変動額 | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | 3,212 |
| 中間純利益 | | | | 5,940 |
| 自己株式の取得 | | | | 71 |
| 株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額） | 136 | 212 | 75 | 75 |
| 当中間期変動額合計 | 136 | 212 | 75 | 2,731 |
| 当中間期末残高 | 356 | 398 | 755 | 72,302 |

注記事項

（重要な会計方針）

| 項目 | 第61期中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日) |
|-----------------|--|
| 1 資産の評価基準及び評価方法 | <p>(1) 有価証券</p> <p>子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの 中間決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定）</p> <p>時価のないもの 総平均法による原価法</p> |

| | |
|-----------------------------|--|
| 2 固定資産の減価償却の方法 | <p>(2) デリバティブ 時価法</p> <p>(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法により償却しております。なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p> |
| 3 引当金の計上基準 | <p>(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p> <p>数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。</p> |
| 4 ヘッジ会計の方法 | <p>(1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段は為替予約、ヘッジ対象は投資有価証券であります。</p> <p>(3) ヘッジ方針 ヘッジ取引規程等に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクをヘッジしております。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間における相場変動によるヘッジ手段及びヘッジ対象資産に係る損益の累計を比較し有効性を評価しております。</p> |
| 5 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | <p>(1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当中間会計期間の費用として処理しております。</p> <p>(2) 税金費用の計算方法 税金費用については、当中間会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に、当該見積実効税率を乗じて計算しております。</p> |

(中間貸借対照表関係)

| 第61期中間会計期間 (2019年9月30日) | |
|----------------------------|---|
| 1 有形固定資産の減価償却累計額 | 1,977百万円 |
| 2 信託資産 | 流動資産のその他のうち2百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託しております。 |
| 3 消費税等の取扱い | 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。 |
| 4 保証債務 | 当社は、Nikko Asset Management Europe Ltd がロンドン ウォール リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務396百万円に対して保証を行っております。 |

(中間損益計算書関係)

| 第61期中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日) | |
|--|----------|
| 1 減価償却実施額 | |
| 有形固定資産 | 40百万円 |
| 無形固定資産 | 18百万円 |
| 2 営業外収益のうち主要なもの | |
| 受取利息 | 51百万円 |
| 受取配当金 | 2,711百万円 |
| 3 営業外費用のうち主要なもの | |
| 支払利息 | 91百万円 |
| デリバティブ費用 | 2百万円 |
| 4 特別利益のうち主要なもの | |
| 投資有価証券売却益 | 126百万円 |
| 5 特別損失のうち主要なもの | |
| 投資有価証券売却損 | 4百万円 |
| 6 中間会計期間における税金費用につきましては、簡便法により計算しているため、法人税等調整額は「法人税等」に含めて表示しております。 | |

(中間株主資本等変動計算書関係)

第61期中間会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 当中間会計期間増加 | 当中間会計期間減少 | 当中間会計期間末 |
|---------|-------------|-----------|-----------|-------------|
| 普通株式(株) | 197,012,500 | - | - | 197,012,500 |

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 当中間会計期間増加 | 当中間会計期間減少 | 当中間会計期間末 |
|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 普通株式(株) | 1,365,700 | 88,800 | - | 1,454,500 |

(注) 自己株式の増加は、自己株式の取得であります。

3 新株予約権等に関する事項

| 新株予約権の内訳 | 新株予約権の目的となる株式の種類 | 新株予約権の目的となる株式の数(株) | | | | 当中間会計期間末残高(百万円) |
|------------------------|------------------|--------------------|-----------|-----------|-----------|-----------------|
| | | 当事業年度期首 | 当中間会計期間増加 | 当中間会計期間減少 | 当中間会計期間末 | |
| 2009年度 ストックオプション(1) | 普通株式 | 1,171,500 | - | 1,171,500 | - | - |
| 2009年度 ストックオプション(2) | 普通株式 | 75,900 | - | 75,900 | - | - |
| 2011年度 ストックオプション(1) | 普通株式 | 2,055,900 | - | 442,200 | 1,613,700 | - |
| 2016年度 ストックオプション(1) | 普通株式 | 3,618,000 | - | 1,533,000 | 2,085,000 | - |
| 2016年度 ストックオプション(2) | 普通株式 | 3,811,000 | - | 1,018,000 | 2,793,000 | - |
| 2017年度 ストックオプション(1) | 普通株式 | 4,356,000 | - | 1,018,000 | 3,338,000 | - |
| 合計 | | 15,088,300 | - | 5,258,600 | 9,829,700 | - |

(注) 1 2009年度ストックオプション(1)、2009年度ストックオプション(2)、2011年度ストックオプション(1)、2016年度ストックオプション(1)、2016年度ストックオプション(2)及び2017年度ストックオプション(1)の減少は、新株予約権の失効によるものであります。

2 2011年度ストックオプション(1)1,613,700株、2016年度ストックオプション(1)1,251,000株及び2016年度ストックオプション(2)937,000株は、当中間会計期間末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。また、2016年度ストックオプション(1)834,000株、2016年度ストックオプション(2)1,856,000株及び2017年度ストックオプション(1)3,338,000株は権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額(百万円) | 1株当たり配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|--------------------|-------|-------------|-------------|------------|------------|
| 2019年5月28日 取締役会 | 普通株式 | 3,212 | 16.42 | 2019年3月31日 | 2019年6月24日 |

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

(リース取引関係)

| 第61期中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日) | |
|---|----------|
| オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料 | |
| 1年内 | 898百万円 |
| 1年超 | 6,604百万円 |
| 合計 | 7,503百万円 |

(金融商品関係)

第61期中間会計期間(2019年9月30日)

金融商品の時価等に関する事項

2019年9月30日(当中間決算日)における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

| | 中間貸借対照表 計上額(1) | 時価(1) | 差額 |
|--------------------------------------|--------------------|---------|----|
| (1) 現金・預金 | 23,147 | 23,147 | - |
| (2) 未収委託者報酬 | 13,391 | 13,391 | - |
| (3) 未収収益 | 845 | 845 | - |
| (4) 関係会社短期貸付金 | 2,358 | 2,358 | - |
| (5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券 | 17,529 | 17,529 | - |
| (6) 未払金 | (5,950) | (5,950) | - |
| (7) 未払費用 | (3,948) | (3,948) | - |
| (8) デリバティブ取引(2) ヘッジ会計が適用されていないもの | (64) | (64) | - |
| ヘッジ会計が適用されているもの | 75 | 75 | - |
| デリバティブ取引計 | 11 | 11 | - |

(1)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(2)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収収益並びに(4) 関係会社短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

投資信託は基準価額によっております。

(6) 未払金及び(7) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) デリバティブ取引

(デリバティブ取引関係)注記を参照ください。なお、ヘッジ会計が適用されていないものは、貸借対照表上流動負債のその他に含まれております。またヘッジ会計が適用されているもののうち86百万円は、貸借対照表上流動資産のその他に含まれ、10百万円は、流動負債のその他に含まれております。

2 非上場株式等(中間貸借対照表計上額16百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5)有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

3 子会社株式(中間貸借対照表計上額22,876百万円)及び関連会社株式(中間貸借対照表計上額2,892百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。

(有価証券関係)

第61期中間会計期間(2019年9月30日)

1 子会社株式及び関連会社株式

(単位:百万円)

| | 中間貸借対照表計上額 |
|--------|------------|
| 子会社株式 | 22,876 |
| 関連会社株式 | 2,892 |

(注) 子会社株式及び関連会社株式は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価を記載しておりません。

2 その他有価証券

(単位:百万円)

| | 種類 | 中間貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 |
|--|----|------------|------|----|
| | | | | |

| | | | | |
|----------------------------|------|--------|--------|-----|
| 中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの | 投資信託 | 12,130 | 11,325 | 805 |
| | 小計 | 12,130 | 11,325 | 805 |
| 中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの | 投資信託 | 5,399 | 5,690 | 291 |
| | 小計 | 5,399 | 5,690 | 291 |
| 合計 | | 17,529 | 17,015 | 513 |

- (注) 1 減損処理にあたっては、中間期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当中間会計期間については、該当ございません。
- 2 非上場株式等(中間貸借対照表計上額16百万円)については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「其他有価証券」には含めておりません。

(デリバティブ取引関係)

第61期中間会計期間(2019年9月30日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 株式関連

| 種類 | | 契約額等 (百万円) | 契約額等の うち1年超 (百万円) | 時価 (百万円) | 評価損益 (百万円) |
|------|----------------|---------------|-------------------------|-------------|---------------|
| 市場取引 | 株価指数先物取引 売建 | 2,129 | - | 47 | 47 |
| 合計 | | 2,129 | - | 47 | 47 |

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

2 時価の算定方法

金融商品取引所が定める清算指数によっております。

(2) 通貨関連

| 種類 | | 契約額等 (百万円) | 契約額等の うち1年超 (百万円) | 時価 (百万円) | 評価損益 (百万円) |
|---------------|---------------------|---------------|-------------------------|-------------|---------------|
| 市場取引 以外の取引 | 為替予約取引 売建 米ドル | 1,760 | - | 17 | 17 |
| 合計 | | 1,760 | - | 17 | 17 |

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

2 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

| ヘッジ 会計の 方法 | デリバティブ取引の 種類等 | 主なヘッジ 対象 | 契約額等 (百万円) | 契約額等の うち1年超 (百万円) | 時価 (百万円) |
|------------------|------------------|-------------|---------------|-------------------------|-------------|
| 原則的 処理方法 | 為替予約取引 売建 | 投資有価証券 | | | |
| | 米ドル | | 2,261 | - | 10 |
| | 豪ドル | | 71 | - | 2 |
| | シンガポールドル | | 913 | - | 11 |

| | | | | | |
|--|------|--|-------|---|----|
| | ユーロ | | 72 | - | 2 |
| | 香港ドル | | 425 | - | 1 |
| | 人民元 | | 2,091 | - | 68 |
| | 合計 | | 5,834 | - | 75 |

(注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(持分法損益等)

| | |
|---|-----------|
| 第61期中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日) | |
| 関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 | |
| (1) 関連会社に対する投資の金額 | 3,004百万円 |
| (2) 持分法を適用した場合の投資の金額 | 10,509百万円 |
| (3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額 | 1,047百万円 |

(ストックオプション等関係)

第61期中間会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

第61期中間会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

[関連情報]

第61期中間会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無い場合、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無い場合、記載しておりません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第61期中間会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第61期中間会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

第61期中間会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

| 項目 | 第61期中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日) |
|--------------|---|
| 1株当たり純資産額 | 369円72銭 |
| 1株当たり中間純利益金額 | 30円36銭 |

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、新株予約権等の残高はありますが、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。

2 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| 項目 | 第61期中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日) |
|--|---|
| 中間純利益(百万円) | 5,940 |
| 普通株主に帰属しない金額(百万円) | - |
| 普通株式に係る中間純利益(百万円) | 5,940 |
| 普通株式の期中平均株式数(千株) | 195,640 |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要 | 2011年度ストックオプション(1)1,613,700株、 2016年度ストックオプション(1)2,085,000株、 2016年度ストックオプション(2)2,793,000株、 2017年度ストックオプション(1)3,338,000株 |

3 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| 項目 | 第61期中間会計期間 (2019年9月30日) |
|--------------------------------------|----------------------------|
| 中間貸借対照表の純資産の部の合計額(百万円) | 72,302 |
| 純資産の部の合計額から控除する金額(百万円) | - |
| 普通株式に係る中間会計期間末の純資産額(百万円) | 72,302 |
| 1株当たり純資産額の算定に用いられた中間会計期間末の普通株式の数(千株) | 195,558 |

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2019年6月13日

日興アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 羽 太 典 明
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 竹 内 知 明
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第60期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2019年12月5日

日興アセットマネジメント株式会社
取締役会御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 貞 廣 篤 典指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 竹 内 知 明

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第61期事業年度の中間会計期間（2019年4月1日から2019年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の2019年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2019年4月1日から2019年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。